

# 新市まちづくり計画

「人と自然が輝くやすらぎと活力の大地 陸奥の国」をめざして



むつ・川内・大畑・脇野沢合併協議会

# 目 次

第 章 序論	
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の構成	1
3. 計画の期間	1
第 章 計画の基盤と背景	
1. 新市の概況	2
2. 地域の特徴	7
3. 地域の課題	8
第 章 主要指標の見通し	
1. 人口及び世帯数	15
2. 産業別就業人口	18
第 章 新市まちづくりの基本方針	
1. 新市の将来像	19
2. 新市のまちづくりの方針	20
3. 施策の基本方針	22
4. 地域の役割と将来ビジョン	43
第 章 地域振興プロジェクト	
1. 「陸奥の国」の文化を磨く	53
2. 「陸奥の国」の経済を創る	54
3. 「陸奥の国」のまちを築く	55
4. 「陸奥の国」の人材を育む	56
第 章 新市における県事業の推進	
1. 青森県の役割	58
2. 新市における青森県事業	58
第 章 公共施設の適正配置と統合整備	59
第 章 行財政計画	
1. 行政計画	60
2. 財政計画	61
第 章 広域行政	
1. 行政連携	62
2. 観光連携	62
< 参考資料 > 用語の解説	63

## 1 . 計画の趣旨

本計画は、<sup>\*1</sup>「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)第5条に基づき、新・むつ市長期総合計画(平成14年策定)、川内町第4次長期総合計画(平成13年策定)、新大畑町総合計画(平成15年策定)、第3次脇野沢村長期総合計画(平成13年策定)等の計画を踏まえて、作成するものであり、4市町村の速やかな一体化を促進し、地域の一体的な発展と住民福祉の向上を図るための新市の将来ビジョンを示すものです。

## 2 . 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを推進していくための基本方針と、それを実現するための主要施策、公共施設の適正配置と統合整備及び行財政計画を中心に構成します。

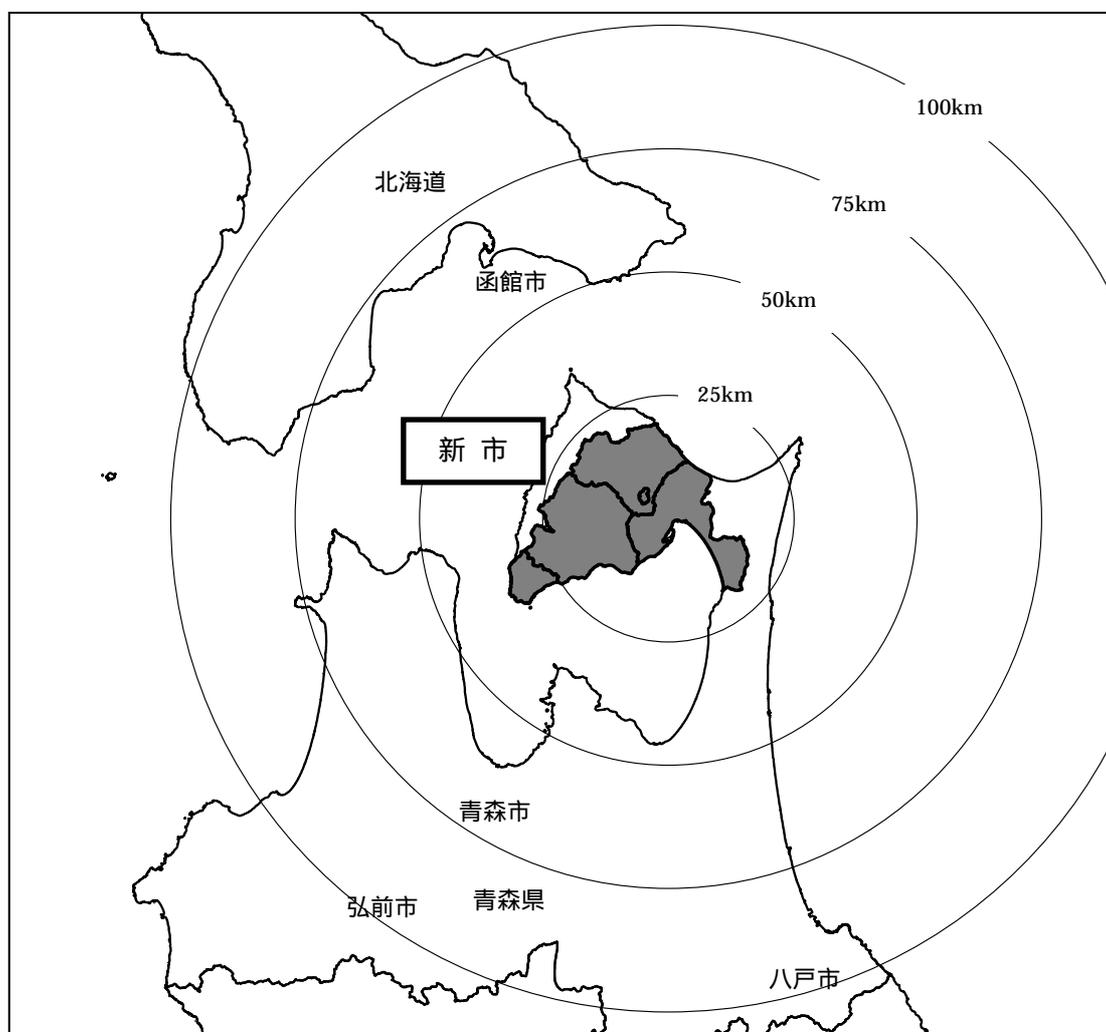
## 3 . 計画の期間

本計画の期間は、<sup>\*2</sup>合併特例法による財政措置の特例期間である平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

### 1. 新市の概況

#### (1) 位置

新市は、青森県の最北部、本州最北端の下北半島に位置し、南北約 35km、東西約 55km にわたっています。陸で接する市町村は、東に東通村、南に横浜町、西・北に大間町、風間浦村、佐井村となっています。また、南から西にかけては、陸奥湾・平館海峡を挟んで青森市など県内各市町村と面し、北は津軽海峡を挟んで北海道と面しています。



地図中の円は、現在のむつ市中心部付近からの距離を表しています。

## (2) 面積

新市の面積は 863.72 k m<sup>2</sup> (平成 12 年国勢調査) となります。

### 面積の状況

地区名 (合併前市町村)	面積 (k m <sup>2</sup> )	構成比
むつ地区	245.88	28.4%
川内地区	323.66	37.5%
大畑地区	235.59	27.3%
脇野沢地区	58.59	6.8%
新市計	863.72	100.0%

資料) 国勢調査 (平成 12 年)

## (3) 自然環境

本地域の地形は、むつ地区中央及び東部では、平野や比較的なだらかな地形である一方、むつ地区西部、川内地区、大畑地区、脇野沢地区は、急峻な恐山山地や台地が海岸近くまで迫る山岳地形となっています。

気候は、全般的に冷涼で、冬季は降雪期間も長く、積雪が最大となる 2 月中旬には、恐山では 2 m 前後、その他の海岸部でも概ね 1 m 以上の積雪となり、厳しい交通条件となります。

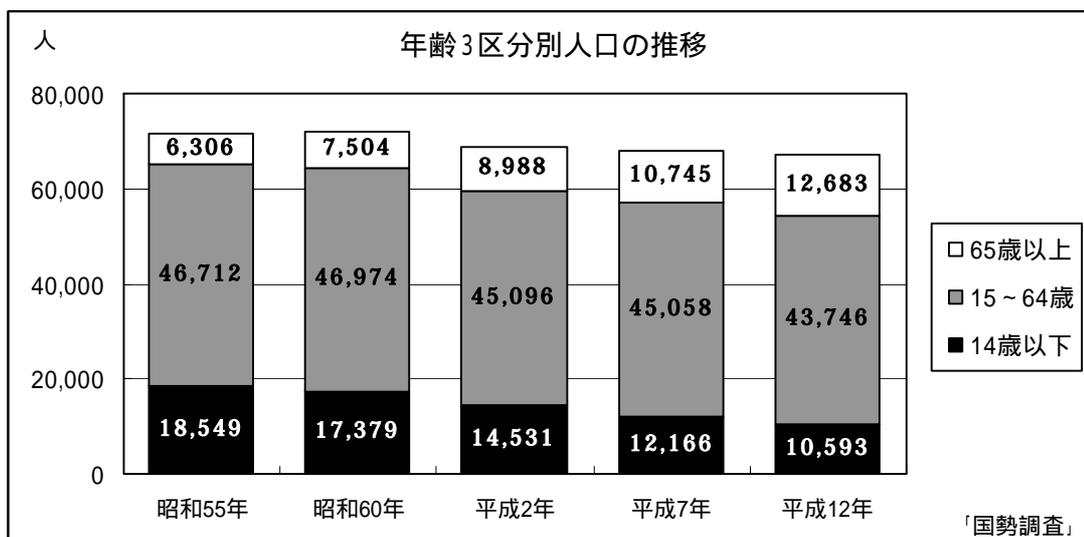
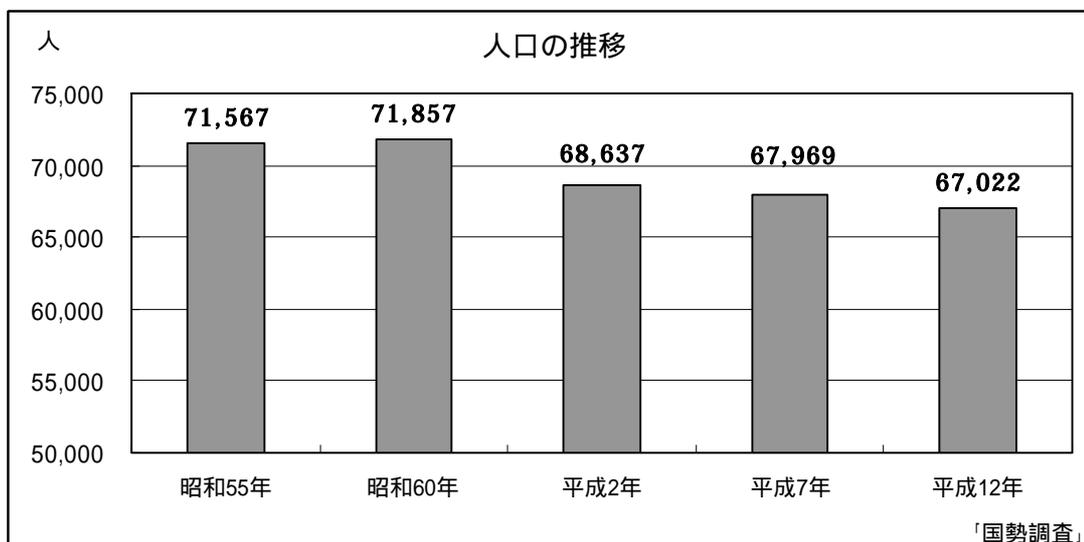
一方、本地域は、広く下北半島国定公園に指定され、また、各地に風光明媚な景色や温泉が見られるなど、豊かな自然の恵みを受けた地域となっています。

#### (4) 人口及び世帯

##### 人口

平成12年国勢調査における人口は、67,022人となっています。戦後の推移をみると、国勢調査では、昭和60年の71,857人をピークに、減少傾向が見られます。各地区ごとにみると、むつ地区は近年は横ばいとなっていますが、他の地区では減少が進んでいます。

また、世代別人口についてみると、少子高齢化が進んでいます。平成12年時点の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の比率）は、新市全体では18.9%となっていますが、地区ごとにみると、川内地区、大畑地区、脇野沢地区では、既に高齢化率25%以上（4人に1人以上が65歳以上の高齢者）となっています。

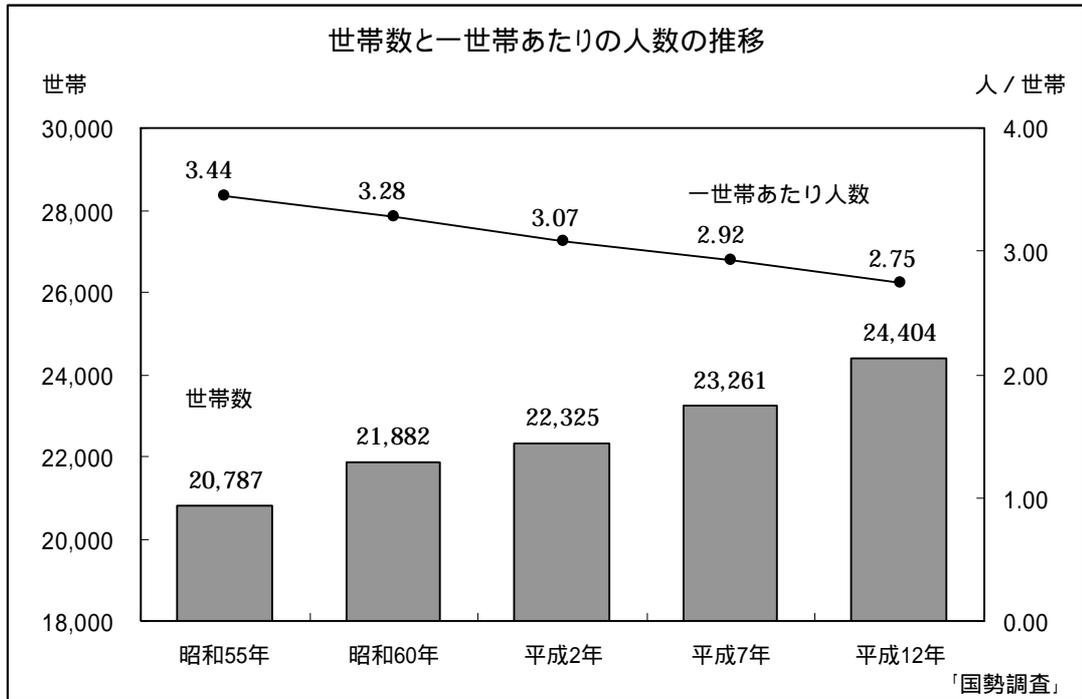


注) 年齢3区分別人口では年齢不詳を除くため、総人口と一部数値があわない箇所もあります。

## 世帯数

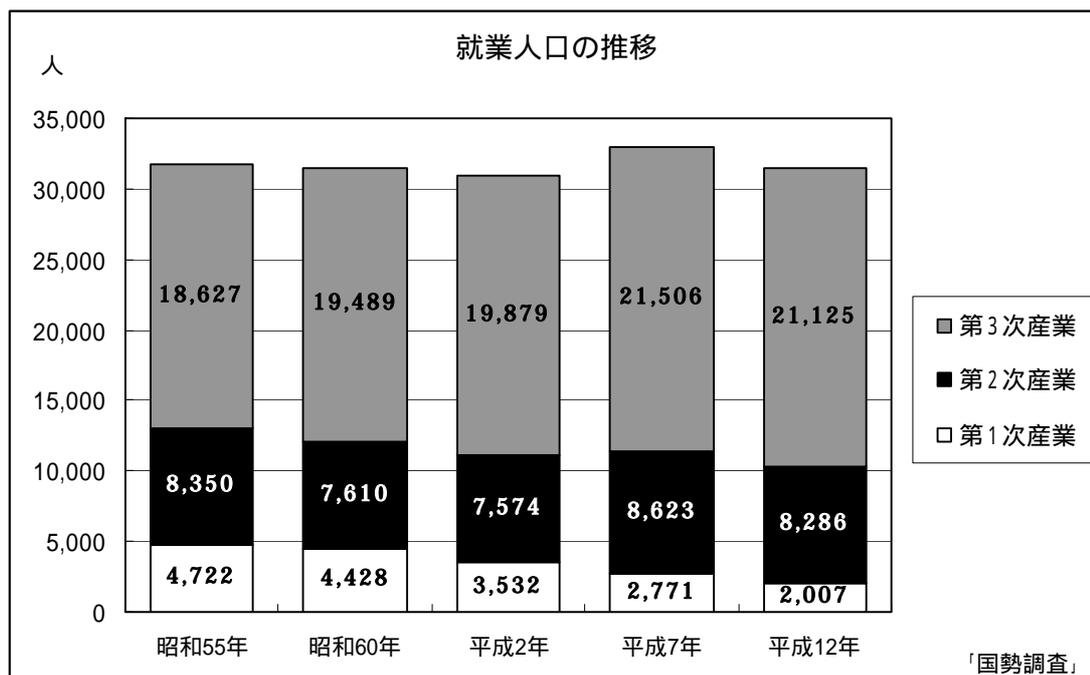
平成 12 年国勢調査における世帯数は、24,404 世帯となっています。

なお、1 世帯あたりの人数は、平成 12 年時点では 2.75 人（新市全体）となっており、近年減少傾向が見られ、世帯の小規模化が進んでいます。



## (5) 産業構造

本地域に常住する就業者(15歳以上)について、産業別就業状況を見ると、第3次産業就業人口が増加し、第2次産業は横ばい傾向、第1次産業は減少傾向にあります。第1次産業については、昭和55年から平成12年にかけて半数以下に減少しています。また、平成12年でみると、第3次産業は全就業者の67.2%を占めています。



注) 第1次産業：農業、林業、漁業

第2次産業：鉱業、建設業、製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務

## 2 . 地域の特徴

新市のまちづくりの基本方針に係わる本地域の特徴について、以下のようにとらえます。

### ( 1 ) 多自然居住空間の形成

新市は、豊かな自然環境の中で生活や産業が営まれており、都市空間とは異なった役割、特性を持った地域です。このような特性を活かして、循環型<sup>\*3</sup>の社会など、自然と共生した独自性のある地域づくりを目指すことが可能な地域です。

### ( 2 ) 自然の恵みを活かした産業づくり

新市の産業の基盤は、豊かな自然であり、これをベースに農林水産業や観光などの産業が展開されています。今後も、豊かな自然に立脚した産業を活かしながら、総合的な産業活性化を図ることが可能な地域です。

### ( 3 ) やすらぎある地域

新市は、様々な文化が融合した地域であり、また、自然環境、温泉、食文化、歴史文化など、特色ある地域資源を有し、住民の心の豊かさを醸成するとともに、来訪者に対して癒しの空間を提供しています。このような特性を活かし、住む人や訪れる人にやさしい、やすらぎのある地域を形成することが可能な地域です。

### ( 4 ) 北海道と本州との交流地点

新市北部及び隣接の北通り地域は、津軽海峡を挟んで北海道と面し、旧来から交流が盛んであり、現在でも多くの交流活動が行われています。このような地域特性を活かし、独自性のある地域づくりを行うことが可能な地域です。

### 3. 地域の課題

新市のまちづくりの基本方針に係わる本地域の課題について、以下のようにとらえます。

#### (1) 財政の再建

現況の各市町村は、歳入では、長引く景気低迷を受けての税収の減少、<sup>\*4</sup> 地方交付税の削減など、財源確保が困難な状況にある一方、歳出では、職員高齢化による人件費の上昇、国の景気浮揚対策等に対応した事業に伴う<sup>\*5</sup> 公債費の増大などから、<sup>\*6</sup> 固定的経費の割合が極めて高い状況にあります。そのため、各市町村とも普通建設事業費、物件費等を抑制しているものの、<sup>\*7</sup> 財政の硬直化が著しく危機的な財政状況にあり、住民サービスの低下が危惧されております。合併しない場合では、<sup>\*8</sup> 数年後にはすべての市町村が財政再建団体をも視野に入れざるを得ない事態が懸念されます。

また、国においては、地方交付税の削減見直しを継続するとともに、<sup>\*9</sup> 補助負担金の縮減、地方への税源移譲等のいわゆる<sup>\*10</sup> 「三位一体の改革」をより強力に推進することとしており、地方財政は、今後も厳しい状況下におかれるものと推測されます。

しかし、このような状況においても、住民福祉の向上や地域経済の振興等に対応し活力ある地域社会を実現していかなければなりません。現在の危機的な財政下では極めて困難と言わざるを得ません。<sup>\*11</sup> 地方分権が推し進められる中、地域社会を健全な形で経営していくためには、財政基盤の安定強化が不可欠であり、そのための財政再建は喫緊の最重要課題となっています。

#### (2) 医療機能の再編

合併前のむつ市、下北郡各町村は、地域の医療を守っていくため、昭和46年に行政区域を超えて大同団結し、<sup>\*12</sup> 一部事務組合下北医療センターを設立し、下北地域保健医療圏内の病院及び診療所を運営してきました。

しかしながら、実際の運営においては、個々の構成市町村に各病院・診療所の運営（経営、人事、財政、医師確保など）が委ねられ、一部事務組

合による一元管理のメリットが活かされていない状況にあります。

また、平成 15 年度末現在、一部事務組合下北医療センター全体で 79 億円を超える不良債務、159 億円を超える累積欠損金を抱えており、病院経営の健全化を図る際のネックとなっています。

さらに、むつ総合病院をはじめとする各病院の医師充足率が低く、また、診療所においても医師が 1 人となっており、へき地診療の体制も十分でない状況にあります。

高齢化社会を迎え、安心して住める新市をつくるには医療の充実が不可欠であり、平成 15 年 9 月に策定された自治体病院機能再編成計画の着実な実行による高度な医療サービスの提供と、医療機関までの交通アクセス条件の改善を図っていくことが重要な課題となっています。

### (3) 交通ネットワークの改善

新市は極めて広い面積をもち、集落間の距離も長いことから、単一自治体としての一体感、連帯感の醸成のためには、道路網の整備による距離感、隔絶感の解消が重要です。このためには、周辺各地区からむつ地区へはもちろん、各地区間をつなぐ路線の整備も必要な状況にあります。

域内の道路状況は、骨格である国道 279 号及び国道 338 号に大きく依存しており、災害などで通行不能になった際は地域の孤立化が懸念されています。このような状況の中で、高速交通体系を担う下北半島縦貫道路をはじめ、骨格である国道 279 号及び国道 338 号の整備や JR 大湊線の安定的運行が大きな課題となっています。

また、新市やその周辺には、自衛隊基地や様々な原子力関連施設が集積しており、昨今の世界情勢等を鑑みれば、当地域がテロ行為の対象となり得ることも否定できないことから、それら有事における避難手段としても、下北半島縦貫道路をはじめとした高速交通体系の早期整備や空路、航路を含めた移動手段の整備が急がれます。

一方、バス交通については、路線バスは、高齢化が急速に進展する中、お年寄りや子ども等にとって欠かせない地域交通手段であり、公共機関的役割を担っていますが、そのほとんどが赤字路線であり、国、県、市町村の補助なしには維持が困難な状況です。

さらに、広域的な観点から見ると、下北半島地域から北海道へのアクセスである大間 - 函館航路、青森市へのアクセスである佐井 - 脇野沢 - 青森航路及び津軽半島へのアクセスである脇野沢 - 蟹田航路といったこれらの海上交通航路の維持・充実が地域の課題となっています。

また、現在、航路休止で利用されていない大畑フェリー埠頭の活用も大きな課題となっています。

#### (4) 消防・防災体制の整備

消防・防災は、地域における安心・安全な暮らしを支える極めて重要な事項です。常備消防については、現在、むつ市及び下北郡各町村は、下北地域広域行政事務組合を設置して取り組んでいます。

しかし、消防・防災関連の既存の施設・設備の老朽化等が進んでおり、大規模災害の発生に際し、十分な機能発揮ができない可能性があり、その整備・充実が課題となっています。

また、非常備消防組織である消防団は、地域に密着した組織であり、広大な面積を持つ新市においては、消防団の持つ密着性や機動力を考えれば、災害時等の役割はますます重要となり、組織の強化・充実や常備消防との連携を図っていく必要があります。

更に、災害に強い陸上交通、海上交通等の整備・充実も重要な課題となっています。ことに、特定地域振興重要港湾\*13に選定されているむつ地区の大湊港では、大平ふ頭において、緊急時には防災拠点として連携する避難緑地や克雪ドームの建設が進められているほか、更に今後は、大規模地震時の緊急輸送拠点となる多目的耐震強化岸壁の整備が望まれており、着実な推進を図っていかねばなりません。

さらに、新市は、むつ地区において使用済燃料中間貯蔵施設建設計画、隣接の東通村、大間町においては原子力発電所の建設および計画が行われ、他地域にはない特殊事情を抱えており、これらの原子力施設に対応した防災体制を整備することが最優先課題となっています。

## (5) 情報ネットワークの整備

<sup>\*14</sup> インターネットや携帯電話など、<sup>\*15</sup> I T (情報通信技術) の進展は近年めざましく、その活用により様々なサービスの効率的な提供が実現に近づいています。新市は面積が広いことから、<sup>\*16</sup> 光ファイバーなどの高速通信網の整備を図り、それら情報ネットワークの利活用により、行政サービスや企業等の活動に、様々な可能性が広がることが期待されます。

しかし、現状では、主要な観光地の中には、携帯電話が使用できない地域も残されていることなど、基本的な情報システム自体も十分とは言えず、新市全体での円滑な情報流通、情報共有に対する不安が否めない状況となっています。

特に、合併後は、住民は豊かで住みよい都市の実現に向けての期待を抱く一方、様々な不安を感じる事が想定されます。こうした期待の実現と不安の解消手段として、I T (情報通信技術) は重要な手段と考えられ、効果的な活用の推進が課題となります。

## (6) 産業の活性化及び雇用の創出

新市は、少子化の進む中、就業の場の不足等から、若者が地域外に流出している傾向にあるため、急速に高齢社会へと進んでおり、地域活力の減退が懸念されています。

また、住民の意向としては、将来、特に重点的に取り組むべき施策として「働く場所の確保や新しい雇用の創出」への関心が高くなっています。

こうしたことから、産業の振興により若者に魅力のある就労の場を創造することが求められています。

新市は海に囲まれ、沿岸部を中心とした農地や内陸部の豊かな森林に覆われていることから、各地域の特性を活かす形で農林水産業が発展してきましたが、近年の社会環境変化の中で厳しい状況におかれています。

しかしながら、当地域においてはこれまで企業誘致を積極的に行うなど、雇用の場の確保に向けて努力してきましたが、我が国の産業を取り巻く環境変化の中で、将来的にも厳しい状況となっています。

このような現状の中で、地域の持っている特色ある資源を活かした、地域ならではの産業づくりによる雇用の創出がますます重要となっています。

豊かな自然資源を育み活かした付加価値の高い農林水産業、自然環境や温泉、文化的な資源を活かした観光開発、原子力関連施設の立地に伴う関連産業の育成、海を活かした海洋科学関連産業、むつ地区を中心とした集積を活かした新たなサービス産業の創出など、新市の各地区の特性を活かした多様な産業の育成が重要な課題といえます。

#### (7) 電源立地に係る振興策

新市及び周辺地域では、むつ地区において使用済燃料中間貯蔵施設建設計画、隣接の大間町において原子力発電所建設計画、東通村においては原子力発電所の建設が進んでいます。

電源立地市町村及び電源立地隣接市町村に対しては、<sup>\*17</sup>電源三法(「電源開発促進税法」、「電源開発促進対策特別会計法」、「発電用施設周辺地域整備法」)に基づく交付金制度があり、既に一部の地域で地域振興のための事業が実施されており、今後も見込まれています。

この制度の活用により、地域振興に結びつく様々な施策展開が可能となりますが、新市の地域づくりにおいては、これまでの旧市町村ごとの取り組みを尊重しつつ、いかに一つの市として均衡ある発展を図り、魅力ある地域とすることができるか、慎重に検討していくことが必要となっています。

また、平成15年10月から交付金の用途が大幅に緩和され、特にソフト事業に対する多様性が大きくなっています。このような国の制度改正を踏まえて、新市における実効のある事業の導入を図っていくことが特に重要になっています。

#### (8) 少子高齢化対策

新市の世代別人口の推移をみると、各地区とも14歳以下の年少人口比率が大幅に減少する一方、65歳以上の高齢化率が急増する傾向が顕著となっています。こうした少子高齢化の進展により、労働力や税収の減少など、地域活力の低下につながる懸念されています。

少子高齢化に関わる問題は関連する部分も多いことから、少子化、高齢化を別々に捉えるのではなく、地域の社会構造の変化として総体的に捉え、これらへの対応を図っていくことが必要となっています。

少子化対策としては、安心して子供が育てられるよう、子育てに関わる施策等への取り組みが、ますます重要な課題となってきました。

また、高齢化の進展に伴い、医療・福祉サービスの充実や生き甲斐づくりなどにより、高齢者が安心して、かつ生き生きと住むことができる社会をつくっていくことが求められます。

#### ( 9 ) 地域の総合力の向上

本格的な地方分権の時代となり、「地域のことは地域で責任をもって決め、行動する」ことがこれまで以上に求められており、地方自治体の果たすべき役割は一層大きくなってきています。

そのため、地方分権に対応した、専門的で高度な行政サービスを提供することができる行財政基盤の充実・強化を図る必要があるとともに、本地域の特色ある自然、歴史・文化や各種産業、また、科学技術関連施設等の集積、そして、豊かな人材を総合的に活かし、地域の総合力を向上させ、個性あふれる、特色ある地域づくりを推進することが課題となっています。

特に、新市の面積は広大になることから、新市を構成する各地区が特色を活かした地域づくりを行うことが重要です。このような特色を持った地区が新市の中で強気に連携することにより、新市としての総合力の向上を図っていくことが必要となります。

#### ( 10 ) 地域の人づくり

新市が活力と魅力あふれる地域であるためには、創造性に優れ豊かな感性を持ち、自立性・個性に富んだ人材を育てていく必要があります。

人は、環境の子と言われるように、次世代を担う子供たちには、出来る限りすばらしい教育環境を整える必要があります。地域においては、地域活動や社会活動などへの参加意欲を醸成し、地域社会への理解と愛着を高めていくことも必要であります。また、近年、凶悪な事件・犯罪加害者の低年齢化が大きな社会問題となっています。

これらは、核家族化の進展や見て見ぬふりをする他人への無関心が高まっていることなどの社会構造の問題が根底にあるものと思われます。新市がやすらぎのある地域であり続けるためにも、これらの問題に対して、「人づくりは家庭から」「地域住民が見守り支え合う人づくり」を目指すため、悪いことは他人の子供でも叱り、良いことはみんなで誉めること、そんな些細で当たり前のことを地域の一人ひとりが取り組んでいく必要があります。

1 . 人口及び世帯数

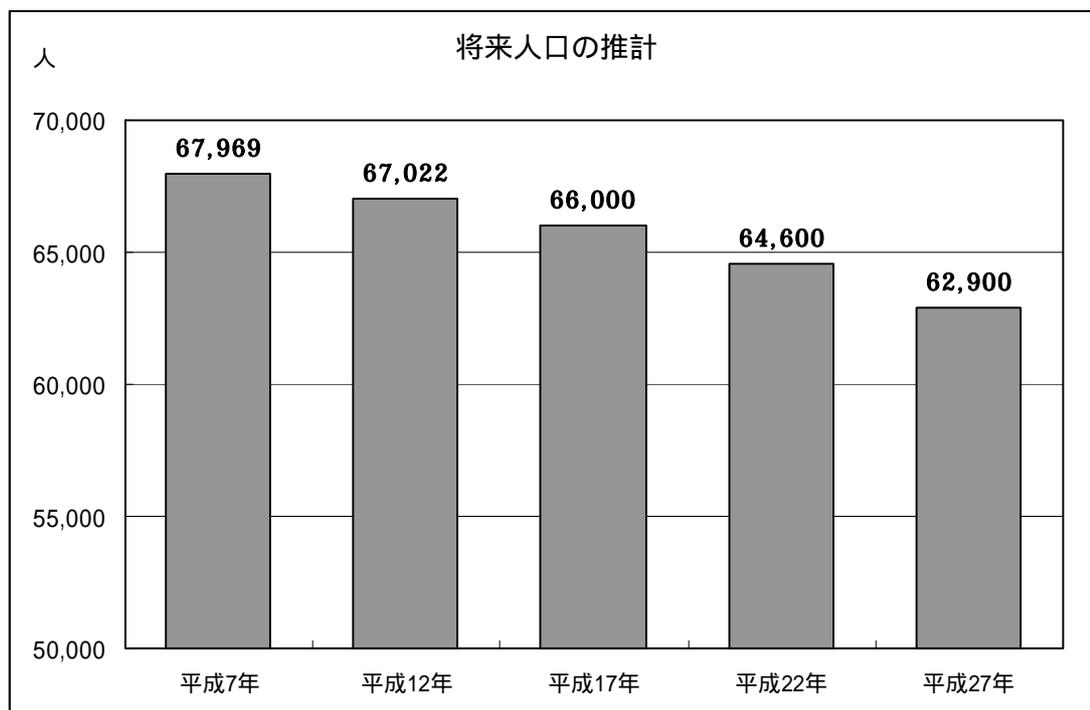
( 1 ) 人口

総人口

本計画が満了する平成 26 年度末 (平成 27 年) の推計人口は、新市全体で約 62,900 人となることを見込まれます。

これは、平成 12 年国勢調査人口と比較すると、約 4,100 人の減少、比率に換算すると、6.2%の減少となります。

なお、この推計人口は、平成 7 年、平成 12 年の国勢調査を用いて、過去のデータから統計学的に求めた人口であり、今後、産業立地の関係で見込まれる人口増などは直接的には加味しておらず、いわば「厳しい方向」で見た推計値となっています。



## 世代別人口

本計画が満了する平成 26 年度末（平成 27 年）の世代別人口は、新市全体で、15 歳未満の年少人口は約 8,700 人（総人口に占める比率 13.8%）、15～64 歳の生産年齢人口は約 36,600 人（58.2%）、65 歳以上の高齢者人口は約 17,600 人（28.0%）となることを見込まれます。

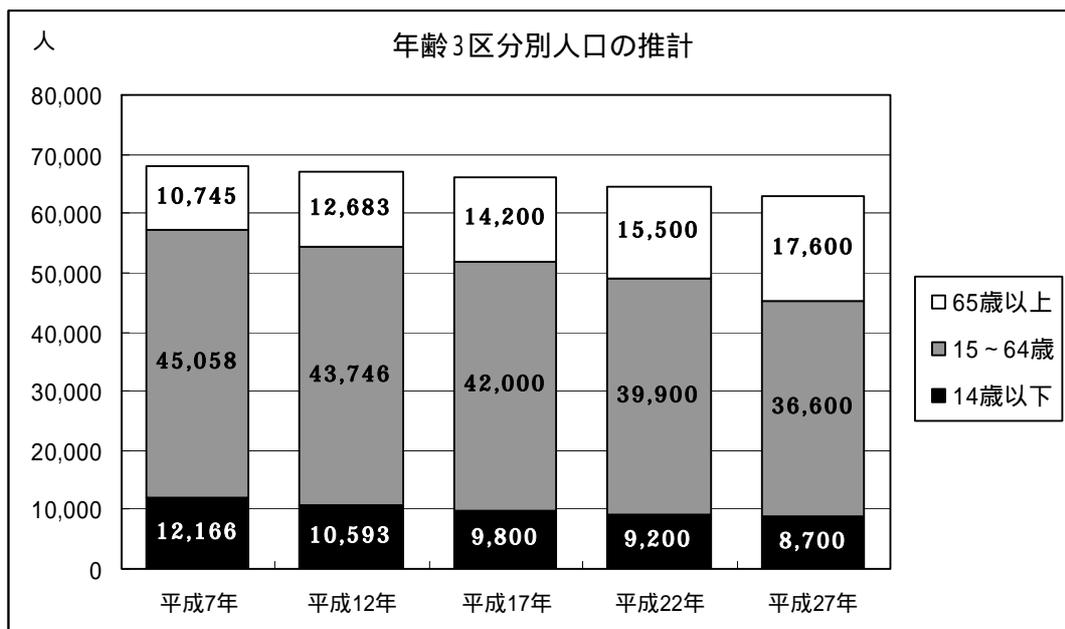
年少人口及び生産年齢人口がともに減少し、高齢者人口は数・比率とも増加することとなり、本格的な少子高齢社会になることが予想されます。

## 世代別人口の見通し

	国勢調査人口		推 計 人 口		
	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
年少人口 (0～14 歳)	12,166 人 17.9%	10,593 人 15.8%	9,800 人 14.8%	9,200 人 14.2%	8,700 人 13.8%
生産年齢人口 (15～64 歳)	45,058 人 66.3%	43,746 人 65.3%	42,000 人 63.6%	39,900 人 61.8%	36,600 人 58.2%
高齢者人口 (65 歳以上)	10,745 人 15.8%	12,683 人 18.9%	14,200 人 21.5%	15,500 人 24.0%	17,600 人 28.0%
総人口	67,969 人	67,022 人	66,000 人	64,600 人	62,900 人

世代別人口の上段は人口、下段は総人口に占める比率

推計は、最も一般的な手法である「<sup>※18</sup>コーホート要因法」により実施

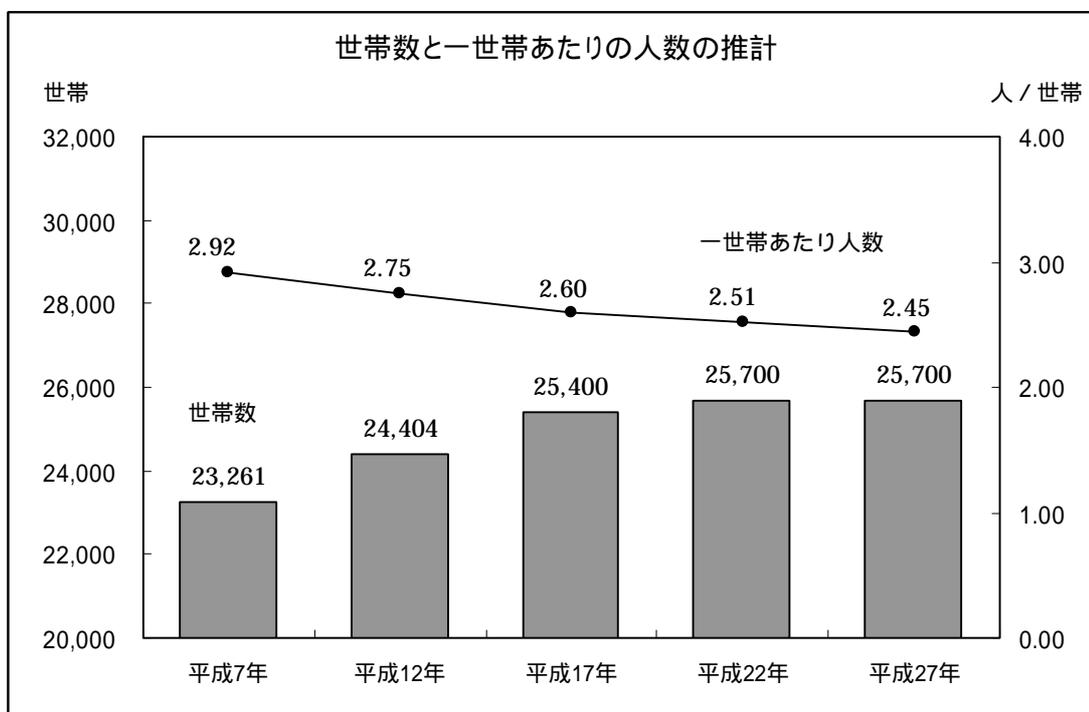


## (2) 世帯数

本計画が満了する平成26年度末(平成27年)の推計世帯数は、新市全体で約25,700世帯と見込まれます。

これは、平成12年国勢調査世帯数と比較すると、約1,300世帯の増加となりますが、経年的に見ると、平成22年頃を頂点として横ばいとなり、その後減少局面に入ることが予想されます。また、世帯の小規模化についても、一層進むことが見込まれます。

なお、この推計世帯数は、推計人口と同様、「厳しい方向」で見た推計値となっています。

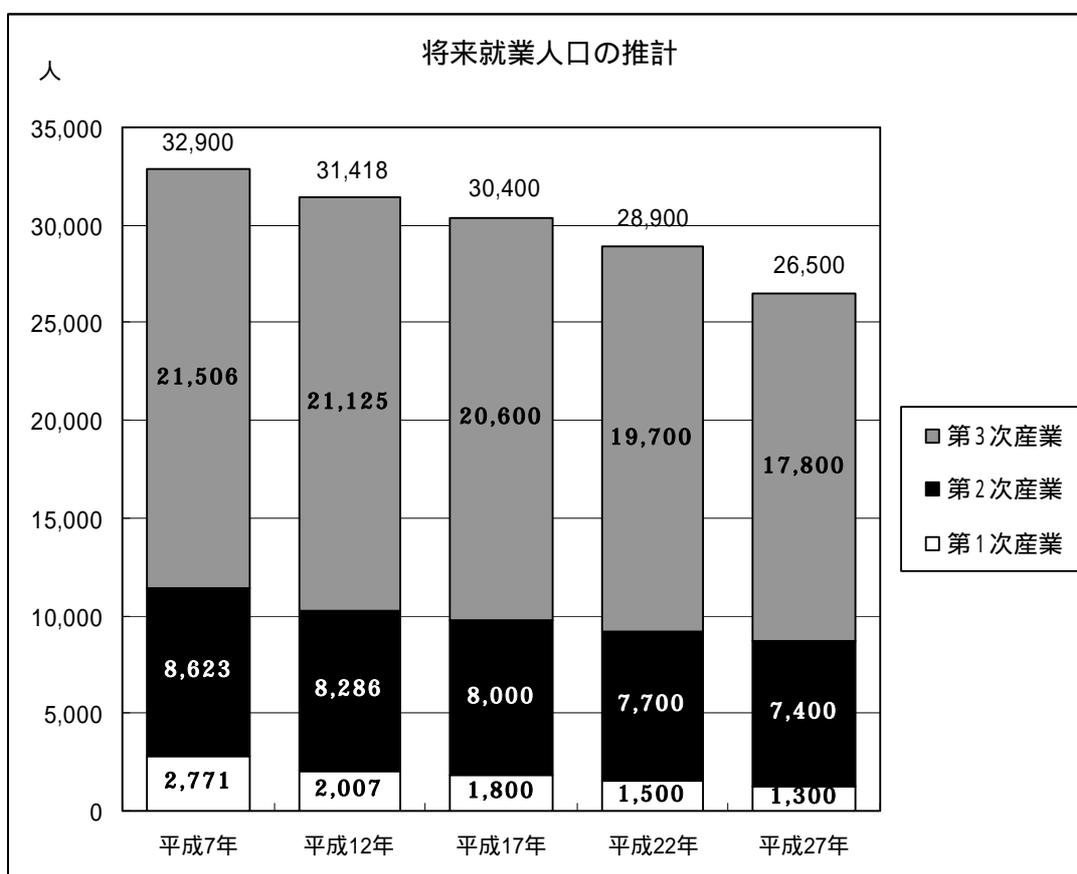


推計は、最も一般的な手法である「世帯主率法」<sup>\*19</sup>により実施

## 2 . 産業別就業人口

少子高齢化の進展に伴い、本計画が満了する平成 26 年度末(平成 27 年)の推計就業人口は、新市全体で約 26,500 人となることが見込まれます。これは、平成 12 年国勢調査就業人口と比較すると、約 4,900 人の減少となります。

また、平成 27 年の産業別就業人口については、第 1 次産業(農林水産業)は約 1,300 人(就業者全体の 4.9%)、第 2 次産業(建設業、製造業など)は約 7,400 人(27.9%)、第 3 次産業(サービス業、エネルギー関連産業、公務など)は約 17,800 人(67.2%)となることが予測されます。比率で見ると、第 1 次産業は平成 12 年より減少し、第 2 次産業は微増、第 3 次産業は同程度となります。



注) 第 1 次産業：農業、林業、漁業  
 第 2 次産業：鉱業、建設業、製造業  
 第 3 次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務

将来人口推計値や過去の傾向などをもとに推計

## 第 章 新市まちづくりの基本方針

### 第 章 新市まちづくりの基本方針

#### 1. 新市の将来像

#### 「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」

新市は、豊かな自然環境の中で生活や産業が営まれており、大都市空間には見られない役割、特性を持った地域であり、このような特性を活かして、循環型社会の形成など、人と自然が共生し、双方が輝く地域づくりを目指すことが可能な地域です。

地域の基幹産業である農林水産業は、豊かな自然資源を活かしながら展開されてきました。しかし、水揚げ、魚価の低迷や食料の輸入自由化等により、農林水産業は大変厳しい状況にあります。

また、当地域は、様々な文化が融合した地域であり、自然環境、温泉、食文化や歴史文化などの特色ある地域資源を有し、それが、住民の心の豊かさを醸成するとともに、来訪者に対して癒しの空間を提供しています。

新市は、このような特色を活かし、一次産業である農林水産業と観光産業を結びつけた総合的な産業の活性化を進めていく必要があります。

一方、国においては、地方分権の推進や三位一体の改革などを進めており、これからの地方自治体は、自らの判断で自らの責任のもとに地域経営\* 20をしていかなければならない状況に置かれています。

新市は、半島地域という特色ある地域環境を活かしながら、農林水産業、観光産業、原子力関連産業、海洋科学関連産業やサービス産業を活用し、独自性・自立性あるまちづくりを進めていきます。

## 2 . 新市のまちづくりの方針

将来像の「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」の実現のために、以下の3つの方針を設定します。それぞれの分野において目標を定め、地域資源を活かしながら、行政と住民の役割分担を明確にした市民協働のまちづくりを目指します。

### 1) 地域の個性を活かした特色あるまちづくり

新市のまちづくりは、一つの行政体として全く均質の地域を形成していくことではありません。地域の活力の創造という点からは、むしろ地域が持っている個性を大切にしながら、それぞれが特色ある地域づくりを行い、その地域が一つの行政体の中で連携することにより、大きな力が生み出されると言えます。

新市は、風光明媚な自然環境や景観によって、国定公園の指定を受けており、下北半島の中央部が一体となるこの広域合併を機に、自然保護思想をより徹底させ、自然との共存共栄を図り、新市に母港を有し、世界の海で地球環境の保全、解明に活躍する海洋地球研究船「みらい」とともに、自然保護、保全への取り組みと豊かな自然環境を世界に向けて発信していくことが重要です。

さらに、新市では、新エネルギーに関わる施設整備が検討され、更には、使用済燃料中間貯蔵施設の建設が計画されており、近隣にも原子燃料サイクル施設、原子力発電所や石油国家備蓄基地が所在しており、当地域は、まさしくエネルギー基地としての様相を色濃くしており、人と自然とエネルギーが共存共栄する一地域、一国家を超えた地球的課題への取り組みを発信し続けていかなければなりません。

また、一方では、多種多様な海産物を中心とする豊かな自然の恵みを活用した食文化の一層の進化、それを活用した特色ある産業の育成や観光産業への活用、海洋科学研究拠点の形成に取り組んでいくことが必要であり、特に観光振興については、新市の持つ自然に育まれた多彩な癒しの効果を活用したPR戦略をしていかなければなりません。

さらには、これらの取り組みを通じ、地域の最も大きな命題の一つである雇用機会の増大に取り組んでいくことが必要です。

## 2) 住民参加による一体的な新しいまちづくり

新市のまちづくりは、新たな地域づくりのためのきっかけとなるものですから、多くの住民の参画により地域全体としての一体感を醸成するとともに、地理的にもこれまで以上に密接な連携を図っていくことが求められます。

このためには、<sup>\*21</sup>インフラの整備により地域の一体性を高めるとともに、市民の協働システム、<sup>\*22</sup>地域コミュニティの構築、新たな行政システムづくりなどを新市の中に構築していくことが必要です。

本計画の策定にあたっては、アンケート調査や住民懇談会など、住民が直接参加できる手法を導入しましたが、新市においてはさらに多様な機会をつくり、住民が気軽に新しいまちづくりに係わることができる場を整備することが必要です。

## 3) 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

新市のまちづくりは、新たな社会の要請に応えるための仕組みづくりであり、その基本的なところは地域に住む人々が、多様な社会環境の変化のなかで、生き生きと安心して生活ができることを前提にすることが重要です。

このためには、地域社会の存立基盤をも危うくしかねない急速に進む少子高齢社会への対応は喫緊の課題であり、高齢者や子育て支援に係る施策を充実し、次の時代を担っていく若者の育成のため、教育の充実を図るとともに、若者がこの地に住み続けたいと思えるような地域づくり、さらには、男女共同参画社会に向けた地域全体の仕組みをつくっていかねばなりません。

さらに、このような安心して暮らせる環境を整備するために、徹底した防災等への取り組みを行っていくことが必要です。

### 3. 施策の基本方針

#### (1) 施策の体系

新市のまちづくりの方針を実現するための具体的な施策として、新市の施策の基本方針を次のとおり示します。

基本理念	まちづくりの方針	施策項目	施策の内容	
人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国	1) 地域の個性を活かした特色あるまちづくり	観光の振興	・広域周遊型観光ルートの形成 ・第一次産業との連係	
		特色ある地域産業の育成	・農林水産業の振興 ・商工業の振興 ・エネルギー関連産業の育成 ・新たな産業の創造	
		豊かな環境の創造	・循環型環境社会の創造 ・自然環境の保全 ・住環境の整備 ・計画的な土地利用の推進	
		個性豊かな地域文化の伝承と創造	・地域文化の発掘創造及び保存伝承 ・地域文化の発信交流	
		海洋科学研究拠点の形成	・関連研究機関の誘致集積 ・居住環境の整備	
		2) 住民参加による一体的な新しいまちづくり	一体的な地域の形成	・域内交通基盤の整備 ・域内公共交通の確保 ・広域交通ネットワークの形成 ・情報基盤の整備
	市民協働の施策展開		・市民協働の施策展開 ・多様な市民活動の支援 ・広報広聴の充実	
	地域コミュニティの構築		・コミュニティ自治の実現 ・世代間交流の促進	
	新たな行財政システムの構築		・財政運営の効率化 ・行政サービスの充実	
	3) 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり	保健・医療の充実	・保健活動の充実 ・医療体制の整備充実 ・健康づくり施策の展開	
		福祉の充実	・高齢者福祉の充実 ・児童福祉の充実 ・障害者福祉の充実 ・社会福祉の充実 ・青少年の健全育成	
		教育の充実	・幼児教育の充実 ・学校教育の充実 ・社会教育の充実 ・地域間交流の促進	
		男女共同参画社会の形成	・男女共同参画社会づくりに向けた意識改革 ・職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	
		安全で安心な環境の充実	安全で安心な環境の充実	・防災対策の充実
				・消防・救急体制の充実
	・公害対策の充実			
	・環境衛生対策、廃棄物対策の充実			
			・上水道の整備	
			・交通安全の確保	
			・防犯対策の充実	

## ( 2 ) 施策の概要

### 1 ) 地域の個性を活かした特色あるまちづくり

#### 観光の振興

多様な地域資源を有する新市にとって、観光は地域資源を活用した経済活動を生み出す上で重要な戦略となります。最近では、東北新幹線八戸駅の開業により、首都圏と本県が身近になったことから、観光客の入り込みも増えてきています。面積的にも広域で、豊かな自然資源を活用した第一次産業が発達している新市においては、特にこれらの条件を活かし、トレンドに合った多様な観光振興を図ります。

#### 広域周遊型観光ルートの形成

新市の多様な観光資源の連携を図るとともに、周辺の観光地との連携を図ることにより、広域的な周遊型観光ルートを形成し、域内への観光客入込みの増大を図ります。

- ・新市内の周遊ルートの開発（イベント・祭りなどのテーマルート整備、回遊乗車券等の整備、観光サイン整備、冬季における観光ルートの整備、通年型の観光ルートの整備等）
- ・北通り地域及び函館周辺地域との連携による広域周遊ルートの形成（広域観光キャンペーン、共同イベントの開催等）
- ・津軽及び南部地域との連携による広域周遊ルートの形成（海を活かした広域観光キャンペーン、共同イベントの開催、フェリー利用促進のための回遊割引導入、新幹線活用型モデルコースの整備等）
- ・新市の観光に係わるイメージ情報の発信（観光ポータルサイト整備、観光パンフレットの作成、観光キャンペーンの実施等）
- ・日常観光の推進（第1、2、3次産業の連携、産業資源の発掘、生活・文化資源の発掘等）

#### 第一次産業との関係

新市の特徴的な産業である農林水産業を活かし、観光資源としての魅力を高めていくとともに、観光をテコとした第一次産業の振興に結びつけていきます。

- ・農林業を活用したグリーン<sup>\*23</sup>ツーリズムの展開（農林体験施設の整備、体験ツアーの実施、農家民宿の登録・整備等）
- ・水産業を活用したブルー<sup>\*24</sup>ツーリズムの展開（水産体験施設の整備、

体験ツアーの実施、漁家民宿の登録・整備等)

- ・観光関連産業における地産地消<sup>\*25</sup>の促進(食のキャンペーン実施、地元料理の発掘とホテル等での提供等)
- ・森林、農地、磯場等を活用したエコツーリズム<sup>\*26</sup>の展開(ツアーガイドの育成、海洋・森林生物観察会の開催等)

### 特色ある地域産業の育成

自立ある地域を形成するためには、多様な地域資源を活用した特色ある産業の育成を図ることが求められます。このためには、新市で発展してきた既存産業の活性化を図るとともに、我が国の社会動向や新市の地域特性を活かした新たな産業の育成を図り、地域の総合的な“<sup>\*27</sup>リテラシー”の向上に取り組み、雇用機会の拡大を目指します。

### 農林水産業の振興

新市の基幹産業として発展してきた農林水産業について、新たな経営戦略の導入や経営環境の整備を図ることにより再活性化を図ります。

- ・水産クラスター<sup>\*28</sup>の創造(差別化した加工品づくり、イベントに合わせた“市”の開催、直売・産直・契約販売による販路拡大、ブルーツーリズムの普及と受け皿の整備による新ビジネスの創出等)
- ・戦略的農業の展開(戦略作物の導入・産地化等)
- ・素材活用型林業の展開(青森ヒバ、ブナ等の素材の高度活用、特用林産品(きのこ、山菜など)の活用等)
- ・高付加価値水産業の展開(高級魚介・水産物のブランド化、養殖漁業の推進等)
- ・生産基盤施設の整備(農道、林道、漁港施設の整備等)
- ・生産性の向上(地域自給率の向上、農家・漁家経営の近代化、種苗生産・中間育成の推進等)
- ・流通販路拡大戦略の展開(販路開拓、新たな流通ルート開拓、ネット販売等の促進等)
- ・農林水産加工品のブランド化(下北ブランド研究開発センターとの連携、販路開拓支援、物産展などの開催・出展支援等)

### 商工業の振興

新市の集積を高めるために、商業や都市的サービス業の高度化を通

じた中心市街地の活性化を図るとともに、高齢化社会に対応した地域商業の育成を図りながら、新市全域における商工業の振興を図ります。

- ・ 中心市街地の魅力向上（中心市街地の再整備、街路整備、空き店舗活用、新規創業支援等）
- ・ 郊外商業集積と中心部との機能連携強化（<sup>\*29</sup>コミュニティバス・循環バスの運行、広域ポイントカードの導入等）
- ・ 地域商業の活性化（商店街活動の推進、地域商業拠点の形成、高齢化社会に対応した商業施策の充実等）
- ・ 原子力関連ビジネスの促進（関連サービス業の活性化、宿泊滞在機能の強化等）
- ・ 農林水産加工産業の振興（未利用資源の活用、特産品開発、統一ブランド整備、資源情報の発信等）

#### エネルギー関連産業の育成

新市に建設が計画されている使用済燃料中間貯蔵施設や、隣接町村で建設・計画が進んでいる原子力発電所等を活用し、エネルギー関連産業の育成を図ることにより、新たな雇用機会の拡大や地域産業全体の活性化を図ります。

- ・ <sup>\*30</sup>新エネルギーの産業化（風力発電・<sup>\*31</sup>バイオマスエネルギーの導入等）
- ・ 原子力関連サービス産業の育成（メンテナンスサービス業の創業支援、関連企業の誘致等）
- ・ 原子力に関連した最先端医療研究機関の育成（関連研究機関の誘致、産官学が一体となった放射線治療研究機関の設置等）

#### 新たな産業の創造

新市の立地条件やゆとりのある居住環境を活かして、特色ある新たな業態の産業の導入を積極的に図ります。

- ・ IT活用型産業の導入（<sup>\*32</sup>コンテンツ産業等の育成支援、<sup>\*33</sup>ネットベンチャー等の育成支援等）
- ・ <sup>\*34</sup>SOHO等の新形態業務の育成（空き店舗等の事務所利用促進等）
- ・ 環境関連産業の育成（リサイクル産業の育成、ホタテ貝殻活用産業、環境関連研究機関の誘致等）
- ・ <sup>\*35</sup>環境・エネルギー産業創造特区を活用した産業の創出（バイオマスを含めた多様な資源リサイクル及びエネルギー供給の実証、<sup>\*36</sup>ゼロエミッションの先進モデル地域の形成等）

### 豊かな環境の創造

豊かな自然環境に恵まれ、特別天然記念物のニホンカモシカや天然記念物のニホンザルなどが生息する新市は、今後も環境の保全を図るとともに、恵まれた条件を積極的に活用し、発展していくことが求められます。このために、環境に配慮した地域整備を行い、人と自然とが共生し合う豊かな環境の創造を図ります。

### 循環型環境社会の創造

豊かな自然環境を保全し、次の世代へ円滑に受け継いでいくために、循環型社会の形成を図り、環境に優しいまちづくりを推進します。

- ・生活排水等の処理強化（公共下水道の整備、農業・漁業集落排水の整備、合併処理浄化槽の整備等）
- ・リサイクルシステムの構築（分別収集の徹底、生活ゴミのリサイクル、食品加工等の有機物系廃棄物のリサイクル等）
- ・バイオマスの推進（木質バイオマス、畜産系バイオマス、水産加工残渣の活用等）

### 自然環境の保全

多様な生物や自然景観などを良好な状態で保全し、人と自然とが共生可能な地域を形成します。

- ・森林の育成（ヒバ・ブナ林等の保全、自然林の保全、里山植林の推進等）
- ・海岸環境の保全（自然海岸の保全、海岸清掃の実施、前浜の環境整備等）
- ・生態系の保全（動植物の保護、動植物の観察体制の強化等）
- ・水辺環境の保全（水棲動物の保護、親水空間の整備等）

### 住環境の整備

豊かな自然環境に囲まれた、住みやすくかつ安らぎのある地域を形成するために、自然との共生を図りながら住環境の整備を進めます。

- \*37  
・多自然居住環境の整備（住景観の整備、住宅街路の整備、街路清掃の強化等）
- ・豊かな農漁村整備（農漁村集落景観の整備、集落内街路整備、環境保全型漁港の整備等）
- ・定住促進のための住宅整備（公営住宅、宅地分譲地の整備充実）
- ・上下水道の整備

### 計画的な土地利用の推進

新市の持つ地域資源を有効に活用するため、それぞれの地域における新市全体としての位置づけや、土地の持っている潜在的な機能に配慮し、計画的な土地利用を推進します。

- ・ゾーン機能に応じた土地利用の推進（ゾーン別土地利用計画の検討、ゾーン内での核地点の整備等）
- ・土地評価と土地利用計画の策定
- ・土地利用に係る監視システムの構築（景観条例の制定、住民相互による適正土地利用に対するチェックシステムの構築等）

### 個性豊かな地域文化の伝承と創造

新市には、田名部まつりをはじめとして、各地区ごとに様々な祭典や伝統文化が根付いており、それが地域の特色を形成しています。このような伝統文化は積極的に伝承するとともに、新たな文化を創り上げていくことが求められます。新市では、これまで培われてきた文化的な蓄積を大切にするとともに、新たな文化を積極的に創造することにより、住んでいる人の心が豊かになる地域の形成を図ります。

### 地域文化の発掘創造及び保存伝承

新市は多様な地域から成り立っており、様々な文化的資源が存在します。これらを積極的に発掘し、新たなまちづくりの中で活用するとともに、地域固有の伝統的な文化の保存伝承に努めます。

- ・地域に根ざす伝統文化の発掘（伝承活動団体等への支援強化、伝統芸能等の上演機会の確保、祭り・芸能等に係る对外情報発信の強化等）
- ・食文化の発掘（郷土料理の発掘、調理技術の伝承等）
- ・伝統文化の担い手の育成（文化学習会の開催、小中高校における地元文化教育の強化、調理学習等）
- ・伝統文化の記録保存（記録ビデオ等の作成、文化財等の保護等）

### 地域文化の発信交流

新市として新たな文化の創造を図るため、住民を中心とした多様な文化活動の促進を図り、これらを活用した情報発信や人的交流を進め

ます。

- ・住民による文化活動の促進（文化活動団体の育成、文化施設の充実、文化芸能イベント等の実施等）
- ・文化を通じた地域間交流の促進（文化交流イベントの開催、姉妹都市活動の継続等）

#### 海洋科学研究拠点の形成

海洋研究開発機構むつ研究所が立地し、海洋地球研究船「みらい」の母港である新市は、我が国における当該分野の研究に係る重要な拠点となっています。このような集積を活かして、新市における海洋科学に関する研究の拠点性を強化するとともに、新たな産業の育成を図ります。

#### 関連研究機関の誘致集積

新市が、海洋科学に係わる拠点として機能・発展するために、立地環境の整備を図るとともに、関連する多様な機関や産業の誘致を進めます。

- ・海洋科学関連研究機関の誘致（研究機関の誘致強化、企業立地に係わる情報発信、庁内体制の強化、トップセールスの展開等）
- ・専門サービスやメンテナンス等の関連産業の誘致（関連産業に係わる誘致活動の強化、関連サービス産業の創業支援等）

#### 居住環境の整備

海洋科学に係わる関連研究機関の誘致集積を図るため、各種インフラを含めた居住環境の整備を進めます。

- ・施設立地に係わる周辺環境整備（景観整備、学習体験機能の強化等）

## 2) 住民参加による一体的な新しいまちづくり

### 一体的な地域の形成

道路、港湾、情報通信などの社会基盤の整備・充実を図り、これにより新市全体が一体的な地域として機能し、発展するための基盤形成を目指します。合併後の新市の一体性向上と均衡ある発展、住民福祉の向上に向けて、本項目はきわめて重要な役割を果たします。

### 域内交通基盤の整備

新市内の各拠点を結ぶ幹線道路や生活道路の整備、拠点間移動時間の短縮や安全な道路交通を確保します。

- ・ 幹線道路（市道）の整備（地域間連絡道路、公共施設などへのアクセス道路の整備等）
- ・ 域内一周道路などの幹線道路（国道、県道）の整備（国道 279 号、338 号の整備、内陸幹線の整備等）
- ・ 生活道路の整備（集落内道路整備、冬期道路交通の確保等）

### 域内公共交通の確保

新市内の公共交通の利便性を確保し、高齢者や学生、観光客など、自家用車を運転しない人々の移動を支えます。

- ・ 生活バス路線の維持（バス停整備、ターミナル整備、市民の利用促進等）
- ・ 新たな形態の公共交通の導入に向けた検討促進（コミュニティバス、<sup>\*38</sup>多目的バス、<sup>\*39</sup>デマンド交通等の導入検討、観光バスルートの整備等）

### 広域交通ネットワークの形成

県内各地や北海道など、広域的な交通の利便性を高め、開かれた新市づくりを推進します。

- ・ 下北半島縦貫道路の整備促進
- ・ 津軽海峡大橋、下北・津軽半島大橋の実現に向けた取り組み推進
- ・ 港湾整備の推進（大湊港、川内港）
- ・ JR 大湊線の利便性向上・安定運行の確保に向けた取り組み（東北新幹線に連携したダイヤ運行、強風対策、下北駅及び周辺整備等）
- ・ 青森市、八戸市方面との長距離バス路線の整備・充実（新幹線連

- ・ 絡バスの整備、都市間バスの運行要請等)
- ・ 海上交通航路の維持・充実

#### 情報基盤の整備

広大な面積を持つ新市における一体性の確立に向けて極めて重要な役割を果たす情報基盤・ネットワークの整備を、ハード(設備面)ソフト(使い勝手)双方の面から推進します。

- ・ 地域情報化基盤の整備 ( N T T への働きかけ、電力会社等の<sup>\*40</sup>ダークファイバー開放に向けての働きかけ、 C A T V ・無線・衛星通信の導入検討等 )
- ・ 地域イントラネットの構築 ( 基幹ネットの整備、地域情報(コンテンツ)の充実、地域ポータルサイトの整備等 )<sup>\*41</sup>
- ・ 電子自治体の推進 ( 庁内・庁舎間 L A N の整備、行政情報のデジタル化、情報セキュリティ環境の整備、インターネット行政サービスの充実等 )<sup>\*42</sup>

#### 市民協働の施策展開

新市の主役は住民一人一人であり、住民の主体的な活動・交流等を支援するとともに、住民参加のまちづくりを推進し、住民や各種団体等と行政の協働による施策を展開することにより、新市の新たな地域経営の仕組みを構築します。

#### 市民協働の施策展開

市民協働の新たな仕組みの構築に取り組みます。また、協働の核となる人材の育成に努めます。

- ・ 市民協働の新たな仕組みの構築 ( まちづくり出前トーク、住民懇談会の開催、インターネットによる住民参加システム、市民活動支援事業の創設等 )
- ・ 協働の核となる人材育成の促進 ( セミナーなどへの住民派遣、研修会開催による意識醸成、イベント等での実行委員会等 )

#### 多様な市民活動の支援

各種コミュニティ活動やボランティア活動、<sup>\*43</sup>N P O 活動など、多様な市民活動を支援するとともに、住民間の交流を促進します。

- ・市民活動の拠点整備（遊休施設活用による拠点整備、行政内でのワンストップ窓口の整備等）
- ・市民活動に係る情報発信の支援（市民に対するIT技術支援、人材登録、情報ボランティア登録等）
- ・市民活動基金の創設

#### 広報広聴の充実

住民の新市行政に対する関心と理解を深め、まちづくりの状況等を正しく伝達するため、広報活動及び情報提供を推進します。また、まちづくりに住民の声を積極的に反映させる仕組みづくりを推進します。

- ・迅速で良質な広報活動の推進（市政だより等の広報媒体の充実、インターネットを利用した情報提供等）
- ・情報公開の推進（<sup>\*44</sup>コミュニティFMやCATVを活用した行政情報の提供、行政資料室の整備、ITを活用した行政情報の閲覧等）
- ・情報発信拠点の整備（公共施設への情報端末整備、支所・出張所などの情報機能強化等）
- ・個人情報保護の推進
- ・コンピューター情報セキュリティ向上等
- ・各種計画策定や事業実施等に際しての市民参加システムの充実（審議会・委員会などの情報公開、住民参加の促進、若年層の参加機会の創出、住民説明会・住民懇談会の開催等）

#### 地域コミュニティの構築

住民主体のまちづくりの基礎となる地域コミュニティについて、その機能の充実・維持を目指します。

#### コミュニティ自治の実現

各町内会などにおいて、身近なことは住民自らの意思決定や運営に参加できる仕組みを構築し、コミュニティ自治の実現を目指します。

- ・コミュニティ自治の仕組みづくり（地域コミュニティ制度の活性化、住民自治の推進、コミュニティ拠点の整備、人材の育成等）
- ・まちおこし等の新たなコミュニティ活動の支援（住民活動への支援、サークル活動等の活性化等）
- ・自治意識の高揚（地域イベントの展開、相互扶助の再構築等）

### 世代間交流の促進

少子高齢化の急速な進展の中で、世代間の交流を促進し、だれもが住みよいまちづくりや伝統文化の継承促進、また、互いを尊重し、思いやる意識の醸成等を図り、地域活力の維持向上を目指します。

- ・世代間交流システムの構築（高齢者による郷土芸能教室、学校と高齢者施設の交流等）

### 新たな行財政システムの構築

合併により、新しい自治体として生まれ変わることを契機に、効率的な財政運営と高度な行政サービスの仕組みづくりを推進し、地方分権時代に対応できる充実した行財政システムの構築を目指します。

### 財政運営の効率化

合併のメリットを最大限に発揮し、効率的かつ戦略的な財政運営を図り、財政を取り巻く厳しい社会環境下においても、健全な財政運営の確保を目指します。

- ・抜本的な行財政改革の推進（時代のニーズに即応した組織改革、<sup>\*45</sup>アウトソーシングの推進、人事管理・給与制度の見直し等）
- ・行政評価システムの構築（事業評価の推進、政策評価システムの導入、財政分析システムの導入、評価情報の開示等）<sup>\*46</sup>
- ・自主財源の確保に向けた取り組みの推進（納税意識の普及啓発、行政サービスに係る料金の適正化、核燃料税や環境税の創設等）<sup>\*47</sup>
- ・情報システムの導入等による事務効率化の推進（電算システムの統合、執務環境の改善、意志決定の迅速化等）

### 行政サービスの充実

地域全体で支え合う仕組みづくりにより、きめ細かな行政サービスの提供を進めるとともに、メリハリのきいた施策展開を図り、健全な財政運営の中で、行政サービスの充実・高度化を目指します。

- ・公共施設の民間委譲と管理運営委託の推進（PFI手法導入の検討、施設の民間委譲・運営委託、住民組織などへの運営委託等）
- ・戦略的・重点的な施策の展開（優先順序の明確化、達成目標の導入等）

- ・既存公共施設の維持・改修及び有効利用の促進（役場施設の有効活用、公民館の有効活用、学校施設の有効活用等）
- ・公共施設の適正配置の推進（本所・支所等の適正配置、施設統合による機能強化等）
- ・庁舎環境の整備（老朽庁舎の更新、住民待合スペースや行政情報提供スペースの整備、相談窓口等の環境充実等）

### 3) 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

#### 保健・医療の充実

乳幼児から高齢者までの健康づくりを支え、また、総合的で質の高い医療体制の構築をより一層推進することにより、健康な心と身体を守る保健・医療の充実した地域づくりを目指します。

#### 保健活動の充実

総合的かつきめ細やかな保健予防対策を推進し、健康の増進や疾病の予防等に取り組みます。また、医療体制との連携をより一層推進し、いつでも安心して保健・医療・福祉サービスを受けることができる地域づくりに取り組みます。

- ・健康管理体制の推進（保健施策の計画的推進、保健協力員等の人材育成等）
- ・母子保健対策の推進（相談、指導体制の充実、情報提供の推進等）
- ・成人保健対策の推進（健康診断・検診の拡充強化、健康教育の推進、情報提供の推進等）
- ・老人保健対策の推進（訪問指導の充実、機能訓練の充実、軽スポーツ活動の推進等）
- ・感染症予防対策の推進（情報提供、普及啓発の推進、相談体制の充実、県保健所との連携強化等）
- ・精神保健対策の推進（普及啓発の推進、相談・指導体制の強化、社会復帰に向けた機会拡充等）
- ・保健・医療・福祉の連携システムの構築（施設等の一体的整備、機能の相互補完の推進等）

#### 医療体制の整備充実

広域医療の中核としての医療機関から、住民に身近な医療機関まで、

住民等の医療ニーズに対応するための総合的な地域医療体制の整備充実を図ります。また、病院経営の健全化に向けた取り組みを推進します。

- ・自治体病院機能再編成計画の着実な実行
- ・むつ総合病院の医療機能の充実強化（広域中核病院としての機能強化等）
- ・一次医療の強化と高度医療との連携（地域病院・診療所の充実、むつ総合病院との連携強化、大学病院などとの連携等）
- ・病院経営の健全化（組織体制を含めた抜本的な見直し等）
- ・在宅医療の充実（情報通信技術を活用した医療の充実、保健・医療・福祉機関の連携によるサービス提供等）
- ・救急医療体制の整備（救急医療体制の整備、休日・夜間診療体制の充実、救命救急センター機能の設置等）

#### 健康づくり施策の展開

地域に密着したきめ細やかな健康づくり施策を推進し、生涯を通じた健康づくりに取り組みます。

また、国民健康保険の安定化に向けた取り組みを推進します。

- ・健康づくり拠点の整備（保健センターなどの整備充実、温泉施設等の施設充実、健康活動を通じた交流機会の整備等）
- ・健康づくり活動の支援（軽スポーツ活動の充実等）
- ・健康づくり関連イベントの推進（健康まつりやスポーツイベント等の開催等）
- ・克雪ドームの活用（克雪ドームを活用したイベント実施、克雪ドームの市民開放と利用促進、緊急避難機能の強化等）
- ・地域に密着した健康づくり活動に関わる人材の育成（生活指導員の育成、スポーツインストラクターの育成等）
- ・国民健康保険の充実（国保財源の健全化、収納率確保、普及啓発の促進等）

#### 福祉の充実

少子高齢化の進展が予想される新市において、だれもが安心して暮らすことのできる社会を構築するため、地域全体で支え合う福祉の充実を促進します。

## 高齢者福祉の充実

高齢社会となる中で、介護保険制度による介護サービスの充実や、その他の高齢者福祉サービス、高齢者福祉施設等の整備充実を図り、高齢者やその家族が必要とする福祉サービスを適切に受け取ることができる環境づくりに努めます。

また、生きがいを持って高齢者が暮らすことができる地域づくりに取り組めます。

- ・ニーズに即したサービスの提供（介護保険基盤の充実強化、在宅福祉サービスの充実、高齢者福祉施設の充実等）
- ・介護予防の推進（要介護状態とならないような各種取り組み（転倒予防、痴呆予防、失禁予防教室開催）の総合的推進等）
- ・地域ケア対策の構築（相談、支援体制の整備等）
- ・地域福祉に関わる人材の育成
- ・家庭、地域と福祉サービス提供者のネットワークの形成（情報交換の場の確保、相談窓口の充実等）
- ・<sup>\*48</sup>シルバーハウジング・プロジェクトの導入（高齢者住宅の供給促進、空き家などを活用したグループハウジング、生活サポートのサービスを持った集合住宅整備等）
- ・高齢者福祉施設、社会福祉施設の整備充実
- ・生きがいづくりの推進（シルバー人材センター等の充実による就業機会の確保、生涯学習環境の充実、地域コミュニティ活動等を通じた社会参加の支援、老人クラブ等の育成支援等）

## 児童福祉の充実

少子化の進行が予想される中で、新しい時代を担う子どもたちが、健やかに育っていくことができる地域、また、安心して子どもを産み、男女ともに子育てによるこびや、楽しみを感じることができるような社会づくりに向けた、児童福祉の推進に努めます。

- ・子どもの健全育成の推進（学童保育の推進、児童館の整備、子ども会活動やボランティア活動の推進・活動支援等）
- ・子育て環境の整備（保育所の整備、保育所開所時間の延長等の促進、子育てサークルの育成支援、各種相談体制等の充実、保育料の軽減措置等の推進等）
- ・ひとり親家庭、遺児家庭等に対する支援（育成資金や奨学金等の貸付制度の充実、医療費助成等による経済的負担軽減措置の充実等）

### 障害者福祉の充実

<sup>\*49</sup>ノーマライゼーションの理念に即し、障害者（児）の日常生活を支える各種施策の充実や<sup>\*50</sup>バリアフリー環境の整備、また、社会参加の環境整備に取り組みます。

- ・ 必要な医療・保健・福祉サービス等が的確に提供される体制整備（機能回復訓練等の充実、就労機会の拡大支援、障害者福祉施設の整備等）
- ・ 交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化の促進（各種施設や道路等のバリアフリー化等）
- ・ 心のバリアを取り除く取り組みの推進（人とともに活動し交流する機会づくり等）

### 社会福祉の充実

厳しい経済情勢や少子高齢化の進展が見られる中で、低所得者福祉対策の推進を図ります。

- ・ 生活の安定と向上に係る施策推進（生活困窮者への資金貸付制度公営住宅の整備等）
- ・ 自立の助長（公共職業安定所、高等技術専門校等との連携による職業訓練及び就労の促進等）
- ・ 相談・指導體制の充実強化（ケースワーカー、民生委員、母子相談員、保健師等との連携による相談・指導體制の充実強化等）

### 青少年の健全育成

問題行動を早期に発見し、適切な指導を講じるため、家庭・学校・地域社会が一体となって青少年の健全育成及び心豊かな子育てと健全な家庭づくりの推進に取り組みます。

- ・ 非行防止活動の充実（地域コミュニティ、学校その他関係機関との連携強化等）
- ・ 児童虐待等の早期発見・防止（相談体制の充実、児童相談所等との連携強化等）

## 教育の充実

まちづくりを次の世代に引き継いでいくための人づくりと、新市全体  
或いは、それぞれの地域における特色ある文化を大切にし、育てていく  
ため、生き生きとした人々が地域にあふれ、様々な活動に取り組むこと  
を支える教育の充実に取り組みます。

### 幼児教育の充実

人間形成のうえで重要な役割を持つ幼児教育の充実を図ります。

- ・ 学習機会の拡充（学習内容の充実、幼稚園・小学校の連携等）
- ・ 家庭教育、地域教育の重要性の認識強化（保護者・地域住民への意識の普及啓発等）
- ・ 幼児教育関連施設の整備（幼稚園の整備充実等）

### 学校教育の充実

義務教育においては、子どもが豊かな心を持ち、自ら学び、自ら考  
える力など「生きる力」を育成するため、教育活動の充実や各種教育  
施設の充実等に取り組みます。

特殊教育においては、教育相談体制の整備や、障害の重度化・重複  
化等に対応した教育システムの整備等を推進します。

高等教育においては、意欲的に高等教育を受けたいと志向する環境  
づくりを進めるとともに、海洋科学技術研究や海と森の自然環境に恵  
まれている点など、新市の特色を活かした研究機関、高等教育機関等  
の誘致などに取り組みます。

また、全体を通じ、社会教育とも連携し、地域文化を学ぶ機会や社  
会に参画する機会を多様な形で積極的に導入することや、新たな取り  
組みへのチャレンジなどを通じ、独自の「学びの環境づくり」を進め、  
地域の振興において不可欠である「人材」の育成を図ります。

- ・ 学校規模の適正化（地域特性に応じた学校の統廃合等）
- ・ 学校施設の整備（老朽化した施設の改築等）
- ・ 教育基盤の充実（教員研修の充実等）
- ・ 時代に対応した教育内容の充実（施設・設備等の地域間格差解消、高度情報化教育・国際化教育などの充実、パソコン等の教育機器の充実、地域と一体となった教育環境づくり等）
- ・ 早期教育相談体制の整備（障害を抱える未就学児に対する教育相

談の充実等)

- ・ 障害児とその家族に対する支援の充実 (個々の教育ニーズに応じた就学支援体制の充実等)
- ・ 障害の重度化・重複化等に対応した教育システムの整備 (特殊学級担当教員の配置増、専門の職員による学校訪問指導の充実等)
- ・ 進学指導の充実
- ・ 奨学金制度の充実
- ・ 高等教育機関の誘致、教育特区へのチャレンジ<sup>\*51</sup> (チャータースクールの検討等)
- ・ ふるさとへの愛着心を育む教育の推進 (地域文化を知り体験し継承する機会の充実、世代間交流を通じたふれあいの場の提供、ふるさと教育の充実等)

### 社会教育の充実

住民が様々な機会を通じて、様々な学習や趣味の活動等に取り組むことができる環境整備に努めます。また、住民が地域の文化に触れ、また、交流を積極的に行うことを支援し、新しい地域文化を育む地域づくりを目指します。

- ・ <sup>\*52</sup>生涯学習の情報提供と相談体制の充実 (広域的な生涯学習プログラムの検討と情報提供、学習内容・方法等に係る相談体制充実等)
- ・ 多様な学習環境の整備 (各種団体や地域コミュニティ・事業者等との連携によるメニュー充実、生涯学習関連施設の整備充実・更新、図書館機能の整備、広域化等)
- ・ ボランティア活動の支援・推進 (地域人材データベースの構築、ボランティア希望者と受け入れ施設等とのマッチングの仕組みづくり等)
- ・ 学校教育と社会教育の連携促進
- ・ スポーツ・レクリエーション活動の充実 (生涯スポーツの促進、指導的人材や団体の育成、各種スポーツ教室、競技会等の誘致、計画的なスポーツ・レクリエーション施設の整備、老朽化施設の更新等、冬季間のスポーツ・レクリエーション拠点の整備等)
- ・ 芸術・文化活動の推進 (指導的人材や団体の育成、活動拠点の整備、発表の場づくり、芸術・文化活動の核となる拠点の整備等)
- ・ 文化財保護の推進 (埋蔵文化財の調査研究の推進、後継者等の人材育成、学術上貴重な動植物・地質等の調査研究及び保護保存の推進等)
- ・ 地域文化の発掘・蓄積・発信・交流 (地域資源の掘り起こし、学校教育、生涯学習の場への情報提供、観光業等とも連動した対外

的PR活動の推進、市民に対する普及啓発活動等)

- ・生涯学習関連施設、拠点の整備(図書館機能の整備・広域化、計画的なスポーツ・レクリエーション施設の整備、冬季間のスポーツ・レクリエーション拠点の整備、計画的な芸術・文化活動関連施設の整備、芸術・文化活動の核となる拠点の整備等)
- ・生涯学習に関わる人材の育成(各種活動における指導的人材やボランティア・団体等の育成及び支援等)

#### 地域間交流の促進

国際海洋科学研究都市への取り組みや、地域の多様な文化や産業活動、学校教育に関わる取り組みなど様々な局面を通じ、国内外の諸地域との交流を促進します。

- ・国内交流の推進(既存の国内交流の継承・発展、文化活動、産業活動等を通じた国内交流の促進等)
- ・国際交流の推進(既存の国際交流の継承・発展、国際海洋科学研究都市等への取り組みに係る国際交流の推進、国際理解の促進、国際化教育の推進等)
- ・交流拠点の整備(各種イベントやシンポジウム、見本市等の開催を視野に入れた交流拠点の整備、各種交流イベント等の誘致等)

#### <sup>\*54</sup> 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、職場、家庭、地域、政策決定の場など、あらゆる分野に平等に共同して参画し、ともに社会の発展を支えていくような男女共同参画社会の形成を促進します。

#### 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革

男女共同参画の視点にたった意識改革や、教育・学習環境の整備に取り組めます。

- ・男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しや意識改革(政策・方針決定過程への女性の参画の促進、男女共同参画社会づくりに向けた人材育成、各種普及啓発活動の促進等)
- ・多様な選択を可能にする教育・学習の充実(学校教育、社会教育における男女共同参画に係るプログラムの充実等)

## 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

あらゆる局面での男女共同参画の実現を推進します。

- ・雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保（事業者等に対する普及啓発活動の促進、行政における率先的取り組みの促進等）
- ・農林水産業及び自営の商工業における<sup>\* 5 5</sup>パートナーシップの確立
- ・男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援（子育て支援施策の充実等）

## 安全で安心な環境の充実

広大な面積と、豊かで厳しい自然環境を有する新市において、安全・安心な環境のもとで市民生活や産業活動を行うことができるよう、防災対策、消防・救急体制の充実や、公害・廃棄物等への対策、さらには防犯対策など、総合的な取り組みを推進します。

### 防災対策の充実

自然災害について、地理的特性から甚大な被害を被る可能性がある新市において、総合的な防災体制の充実を図ります。その際、少子高齢化の進展や、情報通信技術の発展等の社会情勢を踏まえ、地域の様々な主体の関わる実効性の高い取り組みを推進します。

また、原子力施設等の防災対策については、総合的な監視体制の整備や広域的な避難経路の確保等に取り組みます。

- ・地域防災計画の充実（地域防災計画の見直しと内容の充実等）
- ・災害予防対策の推進（避難場所、避難道路の整備等）
- ・治山・治水対策等、国土保全の推進（危険箇所の的確な把握、河川改修や崩壊防止等の整備促進、保安林の整備等の治山治水対策の促進等）
- ・防災体制の整備（防災訓練の充実、災害弱者の避難誘導體制の強化等）
- ・救援活動及び復旧対策の充実（救援活動に係る装備等の充実等）
- ・情報通信基盤の整備（防災行政無線や情報関連システム整備等）
- ・原子力施設等の防災対策の充実（広域的な防災対策、監視体制の充実等）
- ・広域的な避難経路の確保（避難道路、港湾等の整備等）

## 消防・救急体制の充実

市民の生命と財産を守るため、新市全域における消防・救急体制の充実を図ります。

- ・常備消防の体制及び関連施設・設備の整備充実（組織体制の見直し、施設や装備等の計画的な更新等）
- ・消防団の体制整備と常備消防との連携強化（消防団員の確保、予防活動と消火体制の充実、常備消防との合同訓練の機会充実等）
- ・消防水利施設の整備（防火水槽、消火栓の整備等）
- ・救急業務体制の充実（搬送体制の強化、救急装備の更新・充実、高度救急業務従事者の育成等）
- ・防火思想の普及及び防火体制の強化（町内会等の防火協力団体の育成強化等）

## 公害対策の充実

産業公害や生活公害など、あらゆる形態に対する公害対策の充実を図り、快適で安全な環境づくりに取り組みます。

- ・公害防止対策の推進（<sup>\*56</sup>環境アセスメントの実施、監視指導體制の強化等）

## 環境衛生対策、廃棄物対策の充実

環境美化や環境衛生の向上に向けた、環境衛生対策を推進します。また、ごみ、し尿の収集、処理・処分の仕組みについて、充実を図ります。

- ・環境美化の推進（害虫駆除、野犬対策等の充実、景観作物の導入等）
- ・環境衛生の推進（井戸水等の使用における水質管理意識の普及啓発、市民や観光客等が快適に利用できる公衆便所の整備等）
- ・ごみ処理体制の充実（ごみの減量化・再資源化の促進、中間処理及び最終処分場の計画的な整備等）
- ・産業廃棄物対策の充実（周辺環境等に配慮した廃棄物処理施設整備の促進、不法投棄対策等）
- ・し尿処理体制の充実（下水道整備や農業漁業集落排水施設整備等と整合した広域的処理体制の構築、し尿処理センター建設等）
- ・合併処理浄化槽設置の推進

## 上水道の整備

良質な上水道・簡易水道による水の安定供給を図るための取り組みを推進します。

- ・水資源の確保と保全対策（水源涵養に関する総合的な事業（林業施策との連動）等）
- ・供給施設の整備（水質監視体制、低水圧対策、老朽管の更新等）
- ・合理的水利用の推進（節水意識普及啓発、配水系統の効率化等）
- ・簡易水道の整備
- ・効率的経営の推進（健全運営、料金の適正化等）
- ・管理体制の強化（適正な運営体制の構築等）

## 交通安全の確保

<sup>\*57</sup>

モータリゼーション社会における交通安全の確保に向けた取り組みを推進します。

- ・交通安全意識の高揚（幼児から高齢者までの交通安全教育の充実、交通安全意識の普及啓発等）
- ・交通環境の整備（冬期道路交通の確保、歩道等交通安全施設の整備）
- ・被害者救済体制の確立（交通事故相談の充実、交通災害共済の加入促進等）

## 防犯対策の充実

犯罪の被害に遭いにくい地域づくりに取り組むとともに、地域・家庭・学校などの関係機関が連携して活動できる環境の整備に努めます。

- ・地域全体での防犯意識の高揚（啓発事業の推進等）
- ・地域コミュニティによる積極的な防犯活動への支援体制の強化（地域防犯体制の整備等）
- ・子ども・女性の安全対策の推進（子ども・女性 110 番の家の支援・体制強化）

## 4 . 地域の役割と将来ビジョン

まちづくりの方針でも述べたとおり、広い面積を有する新市は、地域ごとの特性を活かし、それを連携させ、統一ある圏域を形成していくことが求められます。

本地域の特性としては、海に囲まれた半島地域であり、内陸部には豊かな森林が広がり、むつ地区を中心とした経済・産業の集積が形成されていることをあげることができます。このような地域特性を勘案し、新市においては以下の4つのゾーンを設定し、ゾーンごとの特性と役割を明確にしたうえで特色ある地域づくりを推進し、新市全体が調和のとれたまちとなるよう整備を進めていきます。

ゾーン名	摘 要	対 象 地 域
海洋海峡ゾーン	津軽海峡に面する地域	大畑地区、むつ地区
湾岸ゾーン	陸奥湾に面する地域	川内地区、脇野沢地区、むつ地区
森林環境ゾーン	森林地帯が広がる内陸部	大畑地区、川内地区、むつ地区
中央ゾーン	都市機能の集積が高い地域	むつ地区

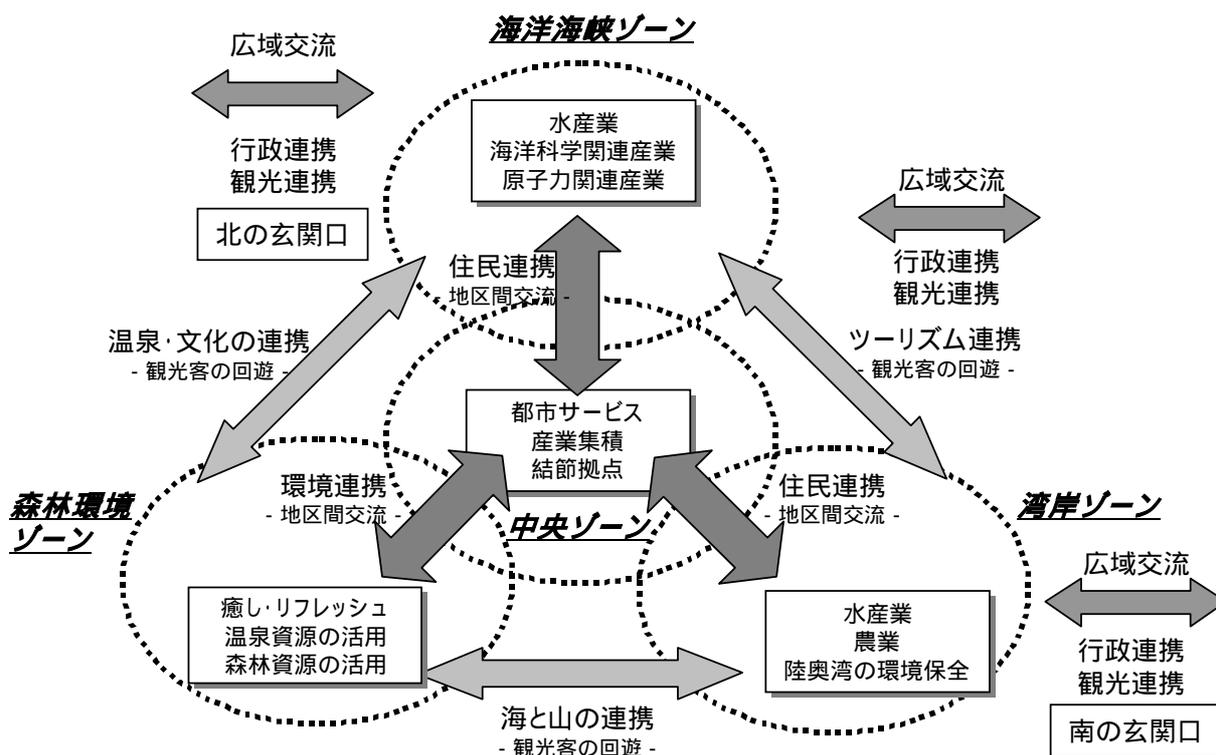
各ゾーンでは、地域の特色を活かした個性豊かなまちづくりを行い、それらが連携することにより、活力のある魅力的な新市を形成することができます。

新市内では、中央ゾーンが結節点となって、都市的な機能と農林水産業や原子力関連産業などの連携により活発な交流・連携を呼び起こします。

また、観光などによる来訪者が、各ゾーンの特色ある資源を享受し回遊することにより、新市全域における幅広い交流を呼び起こすとともに、隣接する北通地区、東通村、上北地域との連携・交流の密度を高め、半島地域全体としての行政機能、観光機能の向上を図ります。

これらをイメージしたものが以下の概念図になります。

【概念図】



(1) 海洋海峡ゾーン

～海洋文化・新産業ゾーン～

地域の特性

津軽海峡に面した当地域は、海峡を挟んで北海道と接しており、隣接する北通り地域との広域連携により、道南地域との津軽海峡文化圏を形成する可能性をもっています。また、産業面では、古くから海峡沿岸や沖合資源を活用した水産業が盛んであり、イカや海峡サーモン、関根浜のヒラメをはじめとした豊富な魚介類が大きな魅力となっています。さらに、海洋地球研究船「みらい」の母港である関根浜港周辺には、海洋科学に係わる研究機関等が立地し、原子力関連の施設計画と合わせ、新たな研究開発拠点として期待されています。

地域の役割

当地域は、水産業や水産物の加工をはじめとした地場産業や海洋科学関連の拠点が形成され、原子力関連の施設整備が計画されていることから、これらに立脚し、既存産業の高度化、および海洋科学、原子力に係わる新たな産業の創出や集積が必要となります。また、特色ある地域文化を活用

し、むつ下北地域全体としてブランド力の高揚等など、情報発信能力の高い海洋文化ゾーンを形成することが求められます。

#### 整備方針

当地域の整備方針として重視すべき点は、以下のとおりです。

- ・北海道などの周辺地域との関係のための港湾や航路などの機能強化
- ・水産資源の保全と水産業を活用したブルーツーリズムの推進などによる新たな産業の育成
- ・既存産業の高度化や海洋科学、原子力に係わる新たな産業の創出
- ・特色ある地域の文化を活かした海洋文化拠点の形成や観光推進などによる地域活力の形成

#### < 主要施策 >

- ・産業観光等、新たなツーリズム等を通じた広域連携、交流の強化
- ・地域資源を活用した地場産業の育成・高度化
- ・むつ下北ブランドに係わる情報発信機能の強化
- ・海洋科学に係わる新産業の育成
- ・原子力関連産業の育成
- ・地域イベントの充実

#### 大畑地区

当地区は、古くからイカ漁を中心とした漁業を基幹産業として発展してきました。また、新市唯一の第3種<sup>\*58</sup>漁港を有しており、下北地域の中核的な水産物の供給・流通基地としての役割を果たしています。さらに、下北ブランド研究開発センターを核として、多様な地域資源の高度利用を図りながら地場産業の育成を図っています。また、漁場環境の悪化や資源の減少などに対応するため、沿岸漁場の整備を進め、沿岸海域の漁業生産力の向上や水産資源を増やし、つくり育てる漁業、資源管理型漁業を進めていきます。

新市における海峡ゾーンの中では、このような特性を活かし、ゾーン圏域内との連携、一体感を醸成し、一次産品の下北ブランド化を図りながら、次世代型の新たな産業の創出を誘導し育成するけん引役を果たしていきます。

## むつ地区

当地区は、海洋地球研究船「みらい」の母港である関根浜港を中心に海洋科学に係わる研究機能の拠点が形成され、使用済燃料中間貯蔵施設の建設計画が進められています。

また、関根浜漁港は、海峡特有の多彩で豊富な魚介類の産地として大きな魅力があり、ヒラメ等の高級活魚の産地としてのブランド化が求められています。

このような、新たな産業創造に係わる芽を伸ばしつつ、既存産業の高度化を図り、中央ゾーンとの近接性を活かして、都市型産業との連携の中で付加価値の高い、特色ある産業の創出と育成を図ります。

新市における海峡ゾーンの中では、大畑地区との連携、一体感を醸成しつつ、産業面での機能の分担、融合を図りながら特色ある地域づくりを進めていきます。

## (2) 湾岸ゾーン

～海と山の健康リフレッシュゾーン・農漁業体験ゾーン～

### 地域の特性

陸奥湾に面し、一体的な湾域を形成している当地域は、すべての河川が陸奥湾に流入していることから、環境面では、山から海へと関係の強い圏域が形成されています。産業面では、陸奥湾を活用したホタテ養殖等の水産業が発達しているとともに、畜産業をはじめとした農業が盛んな地域です。また、海路・陸路による新市の玄関口としての役割も担っています。

### 地域の役割

当地域は、水産業をはじめとした産業に係わる基盤整備を図る上でも、陸奥湾の環境を維持していく方策が求められます。このためには、山から海に至る一体的な環境保全を行うとともに、資源の利活用を進めることが求められます。そして、良好な山・海の環境をベースに、水産業や農業などの産業育成を図り、これらを活用した交流産業の育成が必要です。

## 整備方針

当地域の整備方針として重視すべき点は、以下のとおりです。

- ・ 陸奥湾の環境の保全を図るための生活環境や産業基盤等の整備
- ・ 陸奥産の水産資源の保全と産業基盤に係わる環境整備
- ・ 農林水産業の育成と、これを活用したグリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進による新たな産業の育成
- ・ 新市の玄関口としてのアクセスルートの整備

### < 主要施策 >

- ・ 海上、陸上アクセスに係わる機能整備
- ・ 新市の玄関口としての機能整備
- ・ 山、海を含めたトータルな環境創造
- ・ 農林水産業を活用したツーリズムの実現と産業育成
- ・ 地域イベントの充実

## 川内地区

当地区は、ホタテ養殖を中心とする漁業と野平高原での畑作と畜産による複合経営農業が産業の主力となっています。漁業では、赤貝、フジツボ等の新養殖業への取り組み、ナマコ、トゲクリガニ等の資源管理型漁業の推進により、ホタテ養殖への依存からの脱却を目指しています。また、農業においては、産地間競争に対応するため、土にこだわる農業を推進し、高原野菜（大根、レタス等）のブランド化を図っています。

新市においては、近年、陸奥湾海岸に整備されたかわうちマリナーズビーチを利用して、海を通しての生涯学習の拠点作りと新たな産業への取り組み及び産地のブランド化を図り、産業育成を進めていきます。

## 脇野沢地区

当地区は、マダラ、イノシシなどの農林水産物、焼干し鰯などの加工品、ホタテ、クロソイなどの栽培漁業、また、北限のニホンザルを中心とした豊富な自然観光資源を保有していることから、新市でも特有害な産業振興が期待されます。

新市における湾岸ゾーンの中では、マダラの人工ふ化放流事業の拡大を

はじめとした栽培漁業を推進するとともに、イノシシ等の畜産物の安定生産を図り、これらを活かした加工品の開発・充実、市場の動向や情報に的確に対応できる流通販売体制の確立に努めるなど、豊富な観光資源を有効に活用し、総合的な産業の育成を図っていきます。また、交通面では、青森市、津軽半島地域からの海路による南の玄関口として、アクセスルートの整備充実を進めていきます。

#### むつ地区

当地区は、良好な条件に恵まれた湾岸環境を活かし、ホタテ漁などの沿岸漁業が盛んであるとともに、海上自衛隊大湊地方総監部との共存共栄が図られています。更に、大平埠頭埋立地には、克雪ドーム、屋内プール・多目的広場などを配したウェルネスパークが建設中であり、防災拠点機能にも配慮した整備を進めていきます。また、大湊地域においては、<sup>\*59</sup>エココースト事業の促進を図り、望ましい水辺環境の保全・整備に努めます。

### (3) 森林環境ゾーン

～湯の香・森林浴観光リフレッシュゾーン～

#### 地域の特性

新市は、下北半島国定公園に指定されるなど、豊かな森林地帯などの自然環境に恵まれた圏域となっており、その中でも当地域は、ヒバやブナなどの原生林が良好な状態で保全されています。また、薬研、湯野川や恐山など野趣にあふれた温泉が存在し、豊かな森林とあわせて癒しの空間を形成しています。森林地帯には多様な生物層が見られ、本州最北の自然の<sup>\*60</sup>サンクチュアリーとして特色ある地域を形成しています。

#### 地域の役割

当地域は、豊かな森林や温泉を活用した癒しの空間を形成していくことが必要です。また、良好な自然環境を保全することはもちろんですが、負荷にならない程度にこれらの資源を活用しながら、地域経済への波及を高めていくことも必要とされます。

## 整備方針

当地域の整備方針として重視すべき点は、以下のとおりです。

- ・ 森林浴など人と自然とがふれあうための環境整備
- ・ 温泉を核とした癒し、交流のための環境整備
- ・ 豊かな自然環境を活かしたエコツアーの実施など、体験・学習の場としての整備

### < 主要施策 >

- ・ 生態系の保全
- ・ 温泉、散策道等の癒しのための環境整備
- ・ 体験、学習機能の整備
- ・ 地域イベントの充実

## 大畑地区

当地区は、大畑川河口付近で市街地を形成しており、紅葉で有名な「薬研溪流」を有し、ヒバやブナの原生林をはじめとした豊かな森林地帯の中に、湯治場としても知られる薬研温泉や大畑ヒバ施業実験林があります。

新市における森林環境ゾーンの中では、これらの良好な自然環境を保全しながら、豊かな森林や温泉を活用した癒しの空間の形成、大畑ヒバ施業実験林を活用した体験・学習の場とし、多様性・柔軟性を持った持続可能な循環型社会の構築を目指します。

## 川内地区

当地区は、古くから湯治場として知られる湯野川温泉や川内溪流、川内ダム湖など、豊かな自然環境の中に溶け込んだ貴重な資源が存在しています。

新市における森林環境ゾーンの中では、川内溪流を軸とした遊歩道、温泉の活用、川内ダム湖を軸とした野平高原交流センターや「宇賀焼きの里」陶芸センターなどを活かした環境整備や体験、学習機能の場としての整備を進めていきます。

## むつ地区

当地区は、日本三大霊場の一つである恐山や釜臥山周辺に、ヒバやブナ

林をはじめとした豊かな森林地帯が広がっており、人の手が加わらない良好な自然環境が保全されています。

新市における森林環境ゾーンの中では、この豊かな森林を活用した散策道の整備などを進めていきます。

#### (4) 中央ゾーン

##### ～都市機能・にぎわいゾーン～

###### 地域の特性

古くからむつ下北地域の中心として発展してきた当地域は、商工業や都市的サービス業等の集積が高くなっています。また、田名部や大湊を中心に、新市域への交通網が発達しており、鉄道、バスターミナルをはじめとして、交通の結節点となっています。さらに、国や県の出先機関などが多く立地し、行政機能の集積も高くなっています。

###### 地域の役割

当地域は、高い産業・人口集積を活かし、新市の中核としての役割を担っていくことが求められています。そして、多様な都市的産業集積を活かし、新たな都市型産業の創出を図るとともに、交通の結節点としての機能を充実し、人々が集う賑わいの空間を整備することが必要です。さらに、新市及び広域圏の行政拠点として、一層の機能強化を図ることが必要とされます。

###### 整備方針

当地域の整備方針として重視すべき点は、以下のとおりです。

- ・新市の中心部としての環境整備
- ・これまでの産業集積を活かした新たな産業、雇用の創出
- ・交通の結節点としてのターミナル機能の強化<sup>\*61</sup>
- ・行政機能の強化を図り、新市の広い圏域に対する高い水準の行政サービスを提供できる体制整備

< 主要施策 >

- ・ 中心市街地の整備と活性化
- ・ 新たな都市型産業の創出と導入
- ・ 交通ターミナルの整備と交通網の充実
- ・ 複合的行政サービス拠点の形成
- ・ 地域イベントの充実

むつ地区

この地区は、下北半島の中央に位置し、新市の中心都市として、国、県行政の出先機関や商業・教育・文化・医療等の中枢的施設、機能を有し、第3次産業に特化した消費都市的性格を強めて発展してきました。

新市における中央ゾーンでは、これらの商業・流通機能の集積、文化交流及び広域観光圏づくりなどの地域間交流の活性化を図るとともに、新市と他圏域とのアクセスを高める高速交通体系の確立、国際化時代における新市住民が情報・技術革新社会や高齢社会に対応した多様なサービスを享受できるような都市機能を整備し、圏域の一体的な生活圏を構成するための役割を担います。

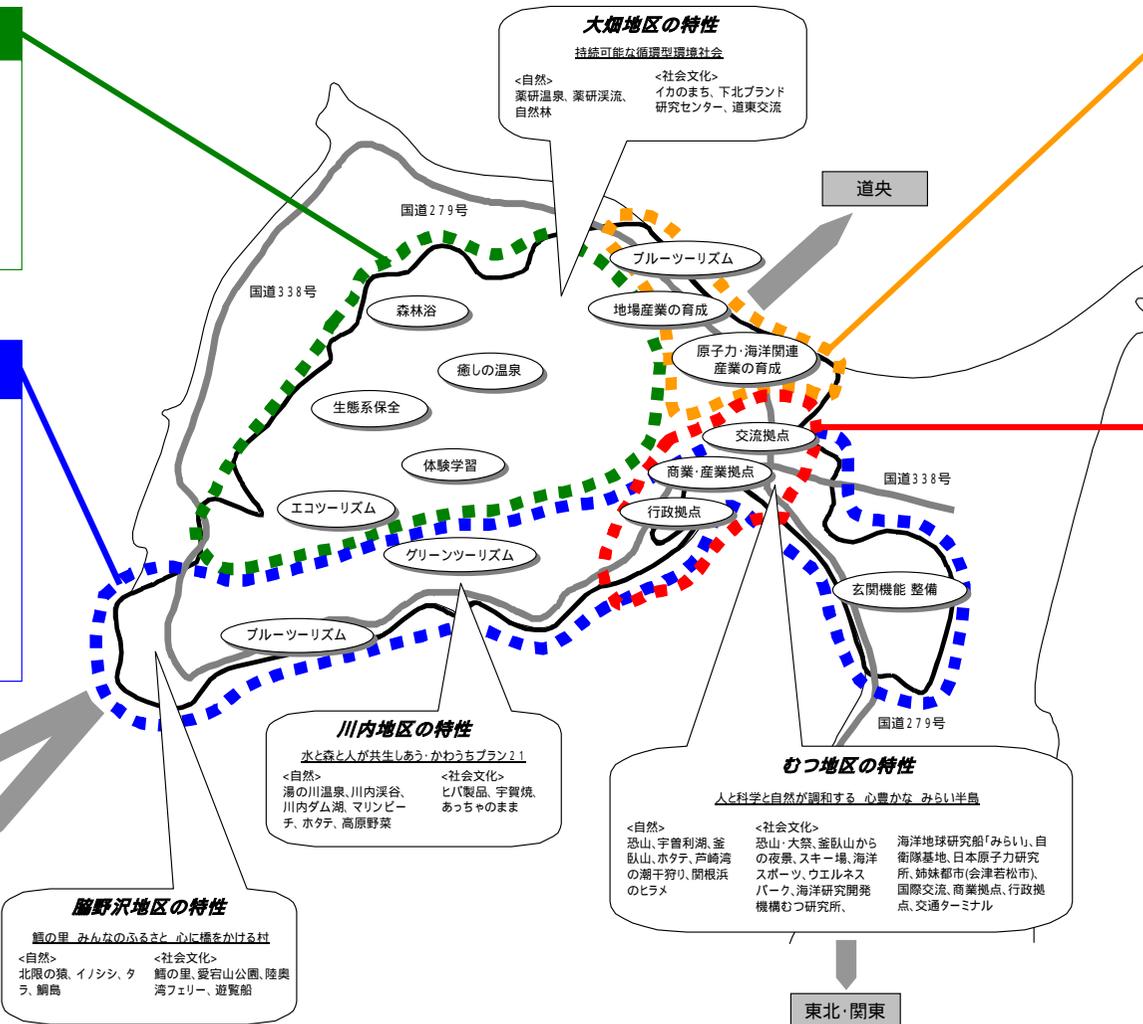
# 【新市将来像のゾーニングイメージ図】

**森林環境ゾーン**  
- 瀧の香・森林浴観光リフレッシュ -

整備方針	主要施策
森林浴など人と自然とがふれあうための環境整備 温泉を核とした癒し、交流のための環境整備 豊かな自然環境を活かしたエコツアの実施など、体験・学習の場としての整備	生態系の保全 温泉、散策道等の癒しのための環境整備 体験、学習機能の整備 地域イベントの充実

**湾岸ゾーン**  
- 海山健康リフレッシュ・農漁業体験 -

整備方針	主要施策
陸奥湾の環境の保全を図るための生活環境や産業基盤等の整備 陸奥産の水産資源の保全と産業基盤に係わる環境整備 農林水産業の育成と、これを活用したグリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進による新たな産業の育成 新市の玄関口としてのアクセスルートの整備	海上、陸上アクセスに係わる機能整備 新市の玄関口としての機能整備 山、海を含めたトータルな環境創造 農林水産業を活用したツーリズムの実現と産業育成 地域イベントの充実



**大畑地区の特性**  
持続可能な循環型環境社会  
<自然> 薬研温泉、薬研渓流、自然林  
<社会文化> イカのまち、下北ブランド研究センター、道東交流

**海洋海峡ゾーン**  
- 海洋文化・新産業 -

整備方針	主要施策
北海道などの周辺地域との関係のための港湾や航路などの機能強化 水産資源の保全と水産業を活用したブルーツーリズムの推進などによる新たな産業の育成 既存産業の高度化や海洋科学、原子力に係わる新たな産業の創出 特色ある地域の文化を活かした海洋文化拠点の形成や観光推進などによる地域活力の形成	新たなツーリズム等を通じた広域連携・交流の強化 地域資源を活用した地場産業の育成 むつ北ブランドに係わる情報発信 原子力・海洋関連産業の育成 地域イベントの充実

**中央ゾーン**  
- 都市機能・にぎわい -

整備方針	主要施策
新市の中心部としての環境整備 これまでの産業集積を活かした新たな産業、雇用の創出 交通の結節点としてのターミナル機能の強化 行政機能の強化を図り、新市の広い圏域に対する高い水準の行政サービスを提供できる体制整備	中心市街地の整備と活性化 新たな産業の創出と導入 交通ターミナルの整備と交通網の充実 複合的行政サービス拠点の形成 地域イベントの充実

**川内地区の特性**  
水と森と人が共生しあう・かわうちプラン21  
<自然> 湯の川温泉、川内渓谷、川内ダム湖、マリンビーチ、ホクテ、高原野菜  
<社会文化> ビバ製品、宇賀焼、あっちゃのまま

**むつ地区の特性**  
人と科学と自然が調和する 心豊かな みらい半島  
<自然> 恐山、宇首利湖、釜臥山、ホクテ、戸崎湾の潮干狩り、間根浜のヒラメ  
<社会文化> 恐山・大祭、釜臥山からの夜景、スキー場、海洋スポーツ、ウエルネスパーク、海洋研究開発機構むつ研究所、  
海洋地球研究船「みらい」、自衛隊基地、日本原子力研究所、姉妹都市(会津若松市)、国際交流、商業拠点、行政拠点、交通ターミナル

**鷹野沢地区の特性**  
鱈の里 みんなのふるさと 心に響をかける村  
<自然> 北限の猿、イノシシ、タラ、鯛島  
<社会文化> 鱈の里、巖倉山公園、陸奥湾フェリー、遊覧船

## 第 章 地域振興プロジェクト

### 第 章 地域振興プロジェクト

第 章 新市まちづくりの基本方針の「施策の基本方針」を踏まえ、住んでよし、訪れてよしの地域社会、人が生き生きと輝いている元気なまちを行政と住民が協働で作っていくための、主としてソフト的な取り組みを、「地域振興プロジェクト」として、次のとおり示します。

#### 1 . 「陸奥の国」の文化を磨く

住民自らが拠って立つ文化とは何か、自らが暮らしている地域の特徴とは何かを意識的に捉え、他者との交流を積極的に行い、外に向かって開いていくことによって、新しい地域文化が育成されていく地域づくりを目指します。

##### ( 1 ) 地域文化の発掘と蓄積

新市を特徴づける歴史文化、自然文化、生活文化の豊かな資源から発掘・収集作業を行い、新たな文化の創造に広がっていきます。

地域文化の情報収集・蓄積事業として、( 仮称 ) 「<sup>\*62</sup>下北文化アーカイブ『下北半島の文化 - 過去・現在・未来 - 』」を位置づけ、住民が参加し、利用しやすいような情報収集・活用の仕組みづくりを推進します。

##### ( 2 ) 地域文化の発信と交流

地域の文化の芽を伸ばし、花を咲かせる環境を整える基礎として、地域ビジョンの共有化や地域の連帯感の強化を推進します。その際、イベント等の活用を図ります。

住民が気軽に地域文化について理解する場として、既存の施設のリニューアルを行います。

地域文化の発信と交流を展開するため、アーカイブ、ミュージアム、ホールなどが集積した文化活動の核を構築します。その際、住民が主体的に参加することにより、より効果的な拠点となることが期待されます。

様々な場面における国際交流の積極的な推進を図ります。

## 2. 「陸奥の国」の経済を創る

新市の個性を新たな飛躍のエネルギーに結びつけ、時代を拓く新産業を産み出し、雇用機会の充実をめざします。

### (1) 起業支援

市街地等の空間を有効活用し、朝市、フリーマーケット、チャレンジショップ等の取り組みを促進し、市街地活性化等に結びつけます。

起業の精神を大切にし、コミュニティビジネスなどの新たな試みに挑戦する人々を積極的に支援します。また、職業教育等の機会充実に努めます。具体的には、起業のための施設提供、起業家向けの情報サービスの実施、多様な支援体制の充実、起業のための環境づくり等が考えられます。

### (2) 観光振興

貴重な自然環境や文化財等の保全、もてなし環境の向上、美しく快適な環境づくりなど、観光資源に磨きをかける取り組みを推進します。

新市の各地区における観光の活性化に係わる特色ある取り組みを推進することにより、新たなネットワーク型の観光資源づくりと、観光拠点の形成を促進します。

下北観光の拠点となるむつ中心市街地の魅力化と訪問者の市内滞在を誘導する、「まちなか観光プログラム」を開発します。具体的には、まちなか観光の情報発信、まちなか観光資源の発掘、まちなか滞在プログラムの開発等が考えられます。

### (3) 海と森を活かした新産業の育成

新たな林業の創造や、森と共生するツーリズム、研究開発機能の育成等により、森を活かし森と共生する産業おこしを推進します。

農林水産資源の活用を深め、消費者への訴求力のある「むつ下北ブランド」おこしを、下北ブランド研究開発センターの活用などにより推進します。

先端的な技術を活用した食料生産工場の誘致による次世代型一次産業モデルの構築やパイオテクノロジーや食糧問題の研究拠点「オランジュリー（温室）・パーク」の誘致など、先端的な第一次産業基地づくりを推進

します。また、これらの開発・誘致に際しては、観光集客も視野に入れて取り組みます。

海洋科学関連の研究機能集積をさらに発展させ、また、地域経済活性化につながるべく先端的な水産技術の開発（例えば、ホタテの貝殻を活用した壁材や護岸材の開発など）を推進します。

#### （４）公共施設の民間委譲と管理運営委託の推進

公共施設について、住民満足度の向上や効率的な施設運営、受益者負担の適正化等の観点からの見直しを行い、民間が担い得る領域については、民間委譲や管理運営の委託等を推進します。

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用することにより、公共サービスの提供を行う事業手法である「<sup>\*67</sup> P F I」の導入を進めます。

P F Iの導入により、１）地方自治体の事業コストの削減、２）より質の高い公共サービスの提供、３）行政と民間の役割分担の見直しと新たな協力関係の構築、４）民間の事業機会の創出による経済の活性化 等が一般に期待されます。

### ３．「陸奥の国」のまちを築く

「今後１００年をかけ、北の美都を創る」という気概を持ち、住みやすく、楽しく、美しいまちづくりを行い、人、産業、文化等の集積を図ります。

#### （１）健康・福祉・ふれあいのまちづくり

既存施設等の有効活用により、健康増進や住民同士の様々な交流活動の場ともなる「健康ふれあいの核づくり」を推進します。また、その管理運営において住民が積極的に関わり、またN P Oなどの活動拠点ともなるような仕組みづくりを目指します。

地域医療サービスの充実、総合型地域スポーツクラブづくり、生活サポートネットワークづくり等により、健康を支えるまちの基盤づくりを推進します。

空き家などを活用した<sup>\*68</sup>グループハウジングや、生活サポートのサービス

を持った集合住宅など、高齢者や単身世帯などの人々も安心して地域に住み続けられる居住システムづくりを支援します。

#### (2) 潤いとにぎわいの北の美都づくり

新市の多様な「まち」の個性を活かしたまちづくりを積極的に推進し、地域全体の魅力を高め、潤いとにぎわいの北の美都づくりを推進します。

潤いとにぎわいのある地域であるためには、若者が集うようなロマンチックで魅力ある場を提供することが必要であり、若者がこのまちで、ラブストーリーを体感できるような北の恋のまちづくりを推進します。具体的には、釜臥山展望台から見るアゲハ蝶の夜景、西海岸から見た夕日、マリオンビーチやコテージなど、若者が魅力を感じるような地域資源を活かしたデートスポットの創出や演出等が考えられます。

#### (3) 広域ネットワークの強化

陸の交通ネットワーク強化、海の交通ネットワーク強化、また、情報通信技術を活用した情報ネットワーク整備を推進し、住民生活の向上や産業振興に向けた総合的な広域ネットワーク強化に取り組みます。

### 4. 「陸奥の国」の人材を育む

学びたい人にいつでも何でも学べるチャンスを提供できる地域であることを目指し、独自の「学びの環境づくり」を進めることを通じ、地域の振興において不可欠である「人材」の育成を図ります。

#### (1) ふるさとへの愛着心を育む教育

学校教育において、子どもたちにむつ下北を好きになってもらう機会を、多様な形で積極的に導入することを目指します。

#### (2) 地域の輝きと生きがいをつくる

よりよい人生を拓く知見や地域の活性化に直結する<sup>\*69</sup>ノウハウなど、一般の生涯学習を超えた、より実践的で夢の実現に直結する実学の提供が得られるような、「学びたい」という希望にいつでも応えることができる環境

づくりに取り組みます。

(3) 海と森との共生への叡知の涵養

海と森が共生するむつ下北の自然を活用した研究教育機関の設立を推進し、自然共生型や資源循環型の新しい社会の構築に、国際的に貢献することを目指します。

(4) 学びのネットワークづくり

学びの機関が相互連携して学ぶ人のニーズへの的確に応えることや、学びたい人の時間や資金の負担を地域全体で連携して支援することなど、「学びの環境整備」に取り組み、新市を我が国有数の生涯学習地域とすることを目指します。

(5) 教育特区<sup>\*70</sup>へのチャレンジ

地域活力の基盤としての人材育成という観点で、学校教育から社会教育まで幅広く教育を捉え直し、新しい学びの機会づくりに向けた「教育特区」指定に関する取り組みを推進します。

## 第 章 新市における県事業の推進

### 第 章 新市における県事業の推進

#### 1 . 青森県の役割

青森県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県土の将来像を展望し、新市のまちづくり及び一体性の確保のために必要な県事業を推進することとしています。

#### 2 . 新市における青森県事業

新市の運営上、特に基幹的な事業になると想定される青森県事業等は、以下のとおりです。

施 策	事業内容
自然環境の保全	ニホンカモシカ・ニホンザル保護対策 河川保全・整備
住環境の整備	克雪ドーム建設 港湾整備 漁港整備 海岸環境整備
域内交通基盤の整備	国道279号・338号整備 県道整備
防災対策の充実	河川改修 海岸浸食対策 砂防 急傾斜地対策

## 第 章 公共施設の適正配置と統合整備の推進

---

### 第 章 公共施設の適正配置と統合整備

公共施設の適正配置と統合整備については、急激な変化により住民生活に著しい不便を来さないよう十分配慮することを前提に、当該施設の利用圏域や新市各地域の特性や配置バランス、さらには財政状況等を考慮した上で、機能の役割や重複しているものについて、逐次検討・実施していくことを基本とします。

旧役場庁舎については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、情報基盤の整備、電子自治体の推進等により、必要な機能の維持・向上を図ります。

また、既存の公共施設のうち、民間委譲あるいは管理運営委託が妥当と思われるものについては、民間活力の活用を推進します。

一方、公共施設の新たな整備にあたっては、財政状況を考慮しながら、事業の効果等を十分検討し、既存施設の有効活用など効率的な整備に努めるとともに、その整備・管理運営に際しては、地域コミュニティ、民間事業者等と行政の様々な形での協働を検討していきます。

### 1. 行政計画

昨今の社会経済情勢の変化により、住民の意識や行政に求める住民のニーズが高度多様化し、少子高齢化、環境との共生や循環型社会の形成、女性の社会参画や国際化への対応など、行政に課せられた課題が山積しています。

また、自主的な自治体運営を進めるため、住民参加の促進と行政能力の向上が今まで以上に求められることとなります。

しかし、一方で、景気の長期低迷や三位一体の改革などにより、財源確保が難しい状況となっているため、財政的な面からも効率的な行政運営が必要になっています。

新市においては、新しい地方自治の時代に柔軟かつ弾力的に対応できる行政運営を進めるため、各種事務事業の見直し、組織機構の見直し、定員管理及び給与の適正化の推進などに努めていきます。また、今後、さらに増大する行政ニーズに対応するため、情報公開の推進による開かれた行政の展開、職員の意識改革と資質の向上、情報化の促進による事務処理の効率化、住民参加の促進などを積極的に推進していくことが必要です。

これらを踏まえ、多様化する行政のニーズに対応するとともに、常に行政改革に取り組みながら、情報公開の推進、人材育成、情報化、住民参加の促進などを進め、きめ細かな住民サービスの展開と効率的な行政運営に努めます。

## 2. 財政計画

新市における財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間について、歳入歳出の各項目ごとに過去の実績を基礎として、合併に係る財政支援措置、行財政の効率化に伴う削減効果等を見込み、普通会計ベースで策定しています。

【前期】

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 合併1年目	平成18年度 合併2年目	平成19年度 合併3年目	平成20年度 合併4年目	平成21年度 合併5年目
地方税	5,822	5,816	5,810	5,804	5,797
譲与税・交付金等	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453
地方交付税	11,667	11,642	11,513	11,405	11,319
国・県支出金	4,747	7,365	6,846	6,279	5,862
地方債	654	648	642	636	632
その他	3,417	1,904	1,903	1,903	1,903
歳入合計	27,760	28,828	28,167	27,480	26,966
人件費	5,483	5,390	5,243	5,087	4,756
公債費	4,336	4,381	4,344	4,373	4,208
扶助費	4,142	4,133	4,125	4,117	4,109
義務的経費	13,961	13,904	13,712	13,577	13,073
補助費等	5,018	5,029	4,814	4,823	4,166
投資的経費	2,543	3,605	3,233	2,456	2,035
その他	6,517	6,505	6,542	6,576	6,520
歳出合計	28,039	29,043	28,301	27,432	25,794
単年度収支	279	215	134	48	1,172
累積収支	2,370	2,585	2,719	2,671	1,499

平成17年度の累積収支には、平成16年度末累積収支見込額の2,091百万円を含む。

【後期】

(単位：百万円)

区 分	平成22年度 合併6年目	平成23年度 合併7年目	平成24年度 合併8年目	平成25年度 合併9年目	平成26年度 合併10年目
地方税	5,799	5,787	5,775	5,763	5,751
譲与税・交付金等	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453
地方交付税	11,059	10,943	10,852	10,903	10,984
国・県支出金	5,746	5,378	5,083	4,458	4,454
地方債	1,936	1,929	1,924	1,919	1,913
その他	1,902	1,903	1,903	1,903	1,904
歳入合計	27,895	27,393	26,990	26,399	26,459
人件費	4,564	4,352	4,247	4,102	4,024
公債費	3,997	3,879	3,788	3,890	4,089
扶助費	4,101	4,089	4,077	4,065	4,053
義務的経費	12,662	12,320	12,112	12,057	12,166
補助費等	4,131	4,102	3,991	3,981	3,967
投資的経費	3,404	3,089	2,776	2,160	2,152
その他	6,474	6,463	6,405	6,395	6,376
歳出合計	26,671	25,974	25,284	24,593	24,661
単年度収支	1,224	1,419	1,706	1,806	1,798
累積収支	275	1,144	2,850	4,656	6,454

#### 1 . 行政連携

むつ下北地域は、冷涼な気候に加え、半島部という地理的ハンディキャップを抱え、本県の中でも地域開発が遅れてきたことから、半島内各市町村は、古くから運命共同体的な意識を持って、地域振興に取り組んできました。

下北半島縦貫道路の整備やJR大湊線の安定的運行、むつ総合病院を中核病院とした医療連携、介護認定・知的障害（児）者施設などの福祉事業、消防・一般廃棄物・し尿処理といった民生関係事業など多くの行政分野における行政施策について、一体的取り組みをしてきました。

新市においては、こうしたこれまでの取り組み及び将来における大同合併への展望も踏まえつつ、一部事務組合のあり方、施設運営の民間委託などについて一層の効率化に創意工夫を凝らし、長期的、広域的視点に立った行政機能の連携を図ります。

#### 2 . 観光連携

国定公園に指定されている当むつ下北地域は、全国的知名度を持つ日本三大霊場恐山を中心に、半島地域全体に観光資源が散在し、その相互連携が課題となってきたところです。近年、それぞれの観光スポット、ソフト整備も次第に整備が進み、より魅力を増しています。

周辺町村との観光連携を図ることによって半島内周遊観光の充実を目指すと共に、北海道道南地域、津軽地域、南部地域との連携による広域周遊観光ルートの形成を目指します。

## < 参考資料 >

用語解説（章ごとに、主な用語の解説を行っています。）

### 第 章 序論

#### 1) 「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)【「しちょうそんのがっぺいのとくれいにかんするほうりつ」(がっぺいとくれいほう)】

「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)は昭和 40 年に制定され、合併協議会の設置や住民発議制度の制定、合併する場合の各種の特例(議会議員の定数特例や地方交付税の特例)を定めた法律です。平成 11 年 7 月に法の一部改正が行われ、平成 17 年 3 月 31 日を期限とする時限立法として、合併特例債を柱とする財源措置が創設されており、平成 16 年 5 月の法の一部改正により、平成 17 年 3 月 31 日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併したものについては、引き続き合併特例法の規定が適用されることとなりました。

なお、第 5 条に定められている新市建設計画とは、合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成するものです。

このほか、平成 16 年 5 月には、合併特例法の改正と合わせ、「市町村の合併の特例に関する法律」(合併新法)が公布(平成 17 年 4 月 1 日施行。5 年間の限時法)されています。

#### 2) 合併特例法による財政措置の特例期間【がっぺいとくれいほうによるざいせいそちのとくれいきかん】

合併特例法では公共的施設の整備事業等について、合併市町村の一体性の速やかな確立や地域の均衡ある発展のため、合併が行われてからおおよそ 10 年間に限り、特別の財政の配慮ができるように定められています。

### 第 章 計画の基盤と背景

#### 3) 循環型の社会【じゅんかんがたのしゃかい】

廃棄物の発生を抑制し、リサイクルできるものはできるだけ資源として利用し、どうしても使えない廃棄物は適正に処分することによって、石油や森林等の天然資源をできるだけ使わない、環境にやさしい社会のことで、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた「20 世紀型社会」からの大転換を図るものとも言えます。国は平成 12 年 6 月に循環型社会形成推進基本法を公布しています。

#### 4) 地方交付税【ちほうこうふぜい】

財政力の弱い自治体向けに国の税金の一部を配分する制度です。自治体間の税収格差を埋める財政調整機能と、歳入不足を補う財源保障機能があります。

#### 5) 公債費【こうさいひ】

地方債で借りたお金を返すための経費のことで、たとえば「公債費比率」は公債費が地方自治体の一般財源に占める割合を示しています。「公債費比率」の値が大きいくほど借金返済のための経費が多いということになりますので、社会基盤の整備や福祉の方にお金を回せなくなてきます。

#### 6) 固定的経費【こていてきけいひ】

自治体の歳出のうち、職員の人件費や借金を返すお金など、歳出規模に関わらずに常に費用としてかかってしまう経費をいいます。

## 7) 財政の硬直化【ざいせいのこうちよくか】

毎年度の支出全体に占める公債費の額の割合（公債費比率）が高まるほど、自治体が自由に使えるお金が少なくなってきてしまいます。この現象を財政の硬直化といいます。

## 8) 財政再建団体【ざいせいさいけんだんたい】

財政が赤字に陥って独力での再建が見込まれず、国の援助協力のもとに赤字の解消を目指す自治体をいいます。

## 9) 補助負担金【ほじょふたんきん】

国が一定の使い道を定めた自治体への補助金、負担金のことです。

## 10) 「三位一体の改革」【さんみいつたいのかいかく】

地方財政の改革において「補助金の削減・地方交付税の改革・税源の移譲」を同時に進めようとする考え方のことです。地方財政のスリム化と地方自治体の裁量権拡大を同時にめざすものです。

### 1.1) 地方分権【ちほうぶんけん】

権力を中央統治機関に集中させずに、地方自治体に広く分散させることです。対義語は中央集権です。

### 1.2) 一部事務組合【いちぶじむくみあい】

市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立された組合です。1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である、等の理由で設立されるもので、ゴミ処理、消防、火葬等様々な事務処理のために各地で設立されています。広域行政事務組合、広域事務組合も一部事務組合となります。

### 1.3) 特定地域振興重要港湾【とくていちいきしんこうじゅうようこうわん】

地域の振興に重要な役割を果たすことが期待できる港湾で、特定の分野・機能の強化を図り、港湾及び周辺地域の活性化を図るため、調査の実施・予算の配分等を通じて国が積極的に支援する港湾です。

### 1.4) インターネット【いんたーねっと】

地球規模のネットワークのこと。通信回線を介して、世界各地の個人や組織のコンピューターがつながっている。

### 1.5) IT（情報通信技術）【あい・ていー（じょうほうつうしんぎじゅつ）】

「Information Technology」（インフォメーション・テクノロジー）の略称で、日本語で情報通信技術のことです。情報通信技術とは、コンピュータとネットワークに関する技術とその応用のことであり、時間と場所の制約を受けない特長をもった「人と人をつなぐ技術、道具」、  
「人と情報をつなぐ技術、道具」と言えます。インターネットがその代表例です。

このITの急速な発展は、「IT革命」とも呼ばれ、産業革命に匹敵する歴史的な大転換を社会にもたらすと位置づけられています。

### 1.6) 光ファイバー【ひかりふあいばー】

光ファイバーとは、銅線等が電気信号により情報を伝達するのに対し、光によって情報伝達を行うケーブルのことです。銅線のように外部からの電波などにより影響を受けたり混信することがなく、周辺の機器に影響を与えることもないため極めて高速・高密度な通信が可能となります。

### 1.7) 電源三法【でんげんさんぽう】

昭和49年に創設された電源三法（電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法の総称）のことで、この法に基づき交付金・補助金が整備されています。発電施設等立地地域において公共用施設の整備を行うなど、電源立地の円滑化を図るための中

心的施策として位置付けられています。

## 第 章 主要指標の見直し

### 18) コーホート要因法【こーほーとよういんほう】

男女別、年齢別(5歳階級)に、生残率、社会移動率を推計し、出生率は出産年齢の女性人口の年齢別ごと出生率をもとに推計することにより、人口を推計する手法です。この手法は人口推計手法としては最も普及しているものであり、国立社会保障・人口問題研究所における都道府県別人口推計や、全国の多くの市町村における人口推計に用いられています。

### 19) 世帯主率法【せたいぬしりつほう】

各年齢階級の人口のうち何パーセントが世帯主であるかを示す世帯主率を用い、これに年齢階級別の将来人口を乗じて世帯主を求める手法のことで、世帯の将来推計において一般的に用いられています。

## 第 章 新市まちづくりの基本方針

### 1. 新市の将来像

#### 20) 地域経営【ちいきけいえい】

その地域の資源(人、自然、ノウハウ、土地、資本など)を活用して、地域生活者に満足を与えるための諸活動のことをいう。

### 2. 新市のまちづくりの方針

#### 21) インフラ【いんふら】

「Infrastructure」(インフラストラクチャー)の略称で、日本語では一般的に社会基盤と訳されます。具体的には、道路・港湾・空港・発電施設・通信施設や、学校・病院・公園・福祉施設・上下水道施設・ゴミ処理施設など、産業活動や日常生活を支える基盤となる施設を言います。

#### 22) コミュニティ【こみゆにてい】

様々な共同体のことを意味し、極めて多義的な言葉です。従来は、町会・自治会など、同じ地区に居住する個人や家族によって構成され、相互扶助的な機能を持った集まりのこと(これを「地域コミュニティ」と呼びます)を指すことが多かったと言えます。一方、近年では、趣味やボランティア活動など、一定のテーマ・目的を持つ個人等によるコミュニティも数多く見られるようになりました。日常生活に起因する様々な課題を解決するため、地域コミュニティやテーマ・目的によるコミュニティの果たす役割は今後ますます大きくなることが予想されます。

なお、NPOの中には、テーマ・目的によるコミュニティの一つとしてとらえることができるものもあります。

### 3. 施策の基本方針

#### 23) グリーンツーリズム【ぐりーんつーりずむ】

都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動のことをいいます。このような交流活動を通じて、農林水産業の活性化を目指します。

#### 24) ブルーツーリズム【ぶるーつーりずむ】

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動のことで、交流活動を通じて水産業の活性化を目指します。広い意味で

はグリーンツーリズムの中に包括される概念ですが、漁村・水産業などをより強調したい場合、この用語を用いることがあります。

### 25) 地産地消【ちさんちしょう】

地元で生産された農林畜水産物を地元で消費することをいいます。

### 26) エコツーリズム【えこつーりずむ】

生態系や自然保護に配慮し、自然観察を通じて環境に対する理解を深めようという考え方で、また、そのような旅の仕方をいいます。

### 27) リテラシー【りてらしー】

リテラシー（literacy）とは、読み書きの能力や教養、識字という意味であり、最近では、「リテラシー」といった形での使われ方がされており、例えば、メディアリテラシーとは、メディアについて、何を指し、どのような構成で作られているのかを理解する能力のことをいいます。

### 28) クラスタ【くらすたー】

クラスタ（cluster）とは、直訳すると「群れ」や「房」という意味であり、一般的に使われている産業クラスタは、ハーバード・ビジネススクールのマイケル・E・ポーター教授が「国の競争優位」の中で提唱した概念です。ここでいうクラスタとは、産業クラスタの素材として水産資源を活用し、これらの資源を活かした技術開発の推進、新産業・雇用を創出し地域の自立的発展を創出していくことをいいます。

### 29) コミュニティバス【こみゆにていばす】

通常の路線バスではカバーしにくいような、きめ細かい地域の公共交通需要に対応するため、自治体が運営・支援を行い、一定地域内を運行するバスのことです。通常、小型のバスが用いられ、狭い道でも運行でき、また低料金あるいは無料で運行するなど、地域住民の日常的な移動を支えます。

### 30) 新エネルギー【しんえねるぎー】

新エネルギーとは、1997年に施行された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、いわゆる「新エネ法」で、以下のように規定されています。

- ア) 石油代替エネルギーを製造、発生、利用すること等のうち、
- イ) 経済性の面での制約から普及が進展しておらず、かつ
- ウ) 石油代替エネルギーの促進に特に寄与するもの

具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、電気自動車（ハイブリッドを含む）、天然ガス自動車、メタノール自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池をいいます。

### 31) バイオマス【ばいおます】

エネルギー源または化学・工業原料として利用される生物体のことです。また、生物体をそのようにエネルギー源などとして利用することをいいます。

### 32) コンテンツ産業【こんてんつさんぎょう】

映像産業（映画産業、テレビ産業）、音楽産業、ゲーム産業、出版産業のことをいいます。

### 33) ネットベンチャー【ねっとべんちゃー】

ネットベンチャーとは、インターネット関連のベンチャー企業（新規に興され、創業からあまり時が経っていない企業）をいいます。

### 34) SOHO【そーほー】

「Small Office Home Office」（スモールオフィス（個人事業）・ホームオフィス（在宅勤務））の略で、IT（情報通信技術）を活用して、自宅や小さなオフィスで事業活動を行って

いる小規模の事業者のことを指します。働くスタイルや職種は様々であり、例えば、家庭の主婦や企業に属さない起業家などが、自宅をベースに独立・自営するスタイルなども含まれます。

### 35) 環境・エネルギー産業創造特区【かんきょう・えねるぎーさんぎょうそうぞうとつく】

小泉改革の一つである構造改革特別区域法に基づき、青森県が国に申請して平成15年5月23日に認定された「環境・エネルギー産業創造特区計画」をいいます。

### 36) ゼロエミッション【ゼロえみっしょん】

産業界における生産活動の結果排出される廃棄物をゼロにして、循環型産業システムを目指し、全産業の製造過程を再編成することにより、新しい産業集団（産業クラスター）を構築しようとする国際連合大学が提唱している構想をいいます。

簡単にいいますと、廃棄物や廃熱として捨てられているものを必ず活用して、無駄に燃やされたり、埋められたりしないようにすることです。

### 37) 多自然居住【たしぜんきょじゅう】

全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」において用いられている用語です。自然環境の豊かな地域において、自然と共生するゆとりある新たなライフスタイルの実現と、地域の活性化を目指すものです。

### 38) 多目的バス【たもくてきばす】

最近、道路運送法の緩和により、公共の福祉のためであれば、既存のバス事業者と併存して自治体が有償バス事業を運営できるようになりました。通常、通院や通学など、多様な行政サービスの一環として運行されます。多目的バスは、道路運送法の条文にちなんで「80条バス」と呼ばれることもあります。

### 39) デマンド交通【でまんどこうつう】

地元のタクシー会社や自治体の小型乗合自動車で、利用者を自宅などから目的地まで送迎するという交通システムをいいます。バスのような低料金でありながら、タクシーのようなドア to ドアの便利さを併せ持つ交通システムとして期待されています。

### 40) ダークファイバー【だーくふあいばー】

敷設されているが稼働していない光ファイバーのことをいいます。

### 41) 地域イントラネット【ちいきいんとらねっと】

インターネットの技術を利用して構築される地域内情報通信網のことです。整備されることにより、様々な情報のやり取りが家庭や職場、学校、公共施設などからできるようになります。

### 42) 電子自治体【でんしじちたい】

自治体の広範な業務にIT（情報通信技術）を効果的に取り入れ、役所内のコンピュータをネットワークでつないだり、住民が必要な行政情報を個人情報の保護等を行った上でインターネットを通じて住民に提供したりすること等により、行政サービスの向上、透明性の向上、行政事務の効率化等を推進することです。

### 43) NPO【えぬ・ぴー・おー】

Non-Profit Organization の略語で「非営利組織」や「非営利団体」と訳されます。住民が行う自由な組織的社会貢献活動として、営利を目的としない民間組織のことをいいます。平成10年3月には、特定非営利活動促進法が公布され、法的な位置づけも明確となりました。

### 44) コミュニティFM【こみゆにていえふえむ】

市町村の一部の地域において、地域に密着した情報を提供するために平成4年に制度化された超短波（FM）放送局をいいます。

#### 45) アウトソーシング【あうとそーしんぐ】

アウトソーシングとは、外部（outside）の経営資源（source）を活用することと定義されており、外部の専門企業などに業務を委託することをいいます。

#### 46) 行政評価【ぎょうせいひょうか】

一般的には「行政活動を一定の基準・視点にしたがって評価し、その結果を改善に結びつける手法」と定義されています。多くの自治体で行政評価が注目され、導入されています。

#### 47) 自主財源【じしゅざいげん】

自治体などが、国に依存しないで独立に調達できる財源のことです。地方税のほか、手数料・使用料・寄付金などがあります。対義語は依存財源です。

#### 48) シルバーハウジング【しるばーはうじんぐ】

高齢者世話付き住宅ともいい、低所得の高齢者世帯を対象に、段差の解消や手摺りの設置等、バリアフリーに配慮した、生活補助員（ライフサポートアドバイザー）による一定のサービスが受けられる公営住宅のことです。

#### 49) ノーマライゼーション【のーまらいぜーしょん】

障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めることをいいます。

#### 50) バリアフリー【ばりあふりー】

もともとは「障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去する」という意味で、建築用語として使用されていました。現在では、「全ての人々が社会参加を行う場合に存在する物理的、社会的、制度的、心理的なあらゆる障壁を除去する」という意味で用いられています。

#### 51) チャータースクール【チャーターすくーる】

アメリカで、地域・教員・保護者などが主体となって運営する公立学校のことをいいます。行政が認可（チャーター）を与え、公的な資金が投入されます。独自の理念に基づく教育を行うことが認められますが、教育成果を契約期限内に達成しないと閉校となります。教員・保護者の創意工夫を公立学校教育に導入し、その活性化を図る試みとして注目されています。

#### 52) 生涯学習【しょうがいがくしゅう】

学生だけではなく、生涯にわたって学習者の自由な意志に基づいて、それぞれにあった方法で学習していくことをいいます。平成2年の生涯学習振興法で法制化されています。

#### 53) レクリエーション【れくりえーしょん】

リクレーションともいいます。仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽のことです。

#### 54) 男女共同参画社会【だんじょきょうどうさんかくしゃかい】

性別にかかわらずあらゆる分野への参画と能力発揮の機会が等しく保障されることを大前提にしつつ、性別にかかわらず一人ひとりの個性が尊重される社会のことをいいます。

#### 55) パートナーシップ【ぱーとなーしっぷ】

友好的な協力関係のことをいいます。

#### 56) 環境アセスメント【かんきょうあせすめんと】

大規模な事業を実施しようとする事業者が、事業計画を策定する段階から、事業の実施により事業予定地やその周囲の地域に及ぼす環境への影響について、あらかじめ調査・予測・評価するとともに、環境の保全のための措置を検討し、この措置が行われた場合、事業の実施が環境に及ぼす影響について、総合的に評価することをいいます。

### 57) モータリゼーション【もーたりぜーしょん】

自動車が生計必需品として普及する現象です。自動車の大衆化のことです。

## 4. 地域の役割と将来ビジョン

### 58) 第3種漁港【だい3しゅぎょこう】

「漁港」とは、一般的に、漁業に使用する漁港法に基づく港をいい、一般的に港と呼ばれている港湾法に基づく「港湾」とは区別されています。第3種漁港とは、利用範囲が全国的な漁港で、全国では101港が指定されています。青森県内では、大畑漁港と三沢漁港、鱈ヶ沢漁港の3港が指定されています。

第1種漁港	その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。	蛸崎漁港、戸沢漁港、九艘泊漁港、正津川漁港、関根漁港、角違漁港等
第2種漁港	その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属さないもの。	脇野沢漁港
第3種漁港	その利用範囲が全国的なもの。	大畑漁港
特定第3種漁港	第3種のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの。	八戸漁港 (全国で13港指定)
第4種漁港	離島その他辺地において漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。	-

### 59) エココースト【えここーすと】

エコ：[eco]は生態、環境のことをいいます。コースト：[coast]は海岸の意味です。

### 60) サンクチュアリー【さんくちゅありー】

英語[sanctuary]の語源である聖域・聖所の意味から、鳥獣の保護区・禁猟区のことをいいます。

### 61) ターミナル【たーみなる】

鉄道やバスなどの起点・終点にあたる所をいいます。

## 第 章 地域振興プロジェクト

### 62) アーカイブ【あーかいぶ】

アーカイブ(Archive)とは、「記録保管庫」と訳され、様々な文化関連情報を蓄積・保管するとともに、閲覧や利用が可能なものとし、文化の次世代への継承を支える仕組みのことです。特に、情報通信技術やマルチメディア技術を活用した「デジタル・アーカイブ」は、情報管理や情報発信の利便性を高めます。

### 63) フリーマーケット【ふりーまーけっと】

蚤(のみ)の市、古物市のことで、市民が公園などで、不用品の売買・交換を行う市です。環境保護のためのリサイクル運動として行われることが多くなっています。また、フリマとも略されます。

### 64) チャレンジショップ【ちゃれんじしょっぷ】

商店の起業を希望する者が、商店街などから安価な小店舗を(期間限定で)提供してもらい開設する店舗のことです。地方自治体・商工会議所・商店街などが、空き店舗対策や新規事業者の育成などを目的に行っています。

### 65) コミュニティビジネス【こみゆにていびじねす】

コミュニティビジネスとは、地域住民が主体となり、地域の資源（人・モノ）を活用しながら、地域にある様々な問題を解決する生活支援ビジネスのことをいいます。

具体例としては、福祉介護の分野では、お年寄りのための弁当配達、子育て支援の分野では、働く女性のために地域で託児・保育の受入などの事業が考えられます。

### 66) バイオテクノロジー【ばいおてくのろじー】

生物を工学的見地から研究し、応用する技術のことです。近年は特に、遺伝子組み換え・細胞融合などの技術を利用して品種改良を行い、医薬品・食糧などの生産や環境の浄化などに応用する技術をさします。生物工学、バイオともいいます。

### 67) PFI【ぴー・えふ・あい】

英語の Private Finance Initiative(プライベート-ファイナンス-イニシアチブ)の頭文字をとったものです。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法のことです。イギリスで用いられているが、日本でも平成 11 年に PFI 推進法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が制定されました。

### 68) グループハウジング【ぐるーぷはうじんぐ】

複数の世帯が同一の建物に共同して生活する形態をいいます。子育てや食事、介護や買い物など、生活に係わる負担を役割分担することによって改善しようとするのが目的であり、母子家庭や高齢者のみならず、単身世帯や共働き世帯などにもやさしい住まい方であるといわれています。

### 69) ノウハウ【のうはう】

英語の know-how から、知識・技術の意味があります。製品開発・製造などに必要な技術や知識などの情報、技術情報という意味から、より広い意味での「ものごとのやり方・進め方」という意味もあります。

### 70) 特区【とつく】

「特別地域」の略です。特定の分野・業種などに対し法的規制等を特別に緩和・撤廃したり、優遇制度が適用されたりする地域・区域を指します。厳密には平成 14 年制定の沖縄振興特別措置法により創設された 金融業務特別地区と 情報通信産業特別地区、同年制定の構造改革特別区域法による 構造改革特区がありますが、近年では「構造改革特区」のことを指す場合が多くなっています。

「構造改革特区」は、構造改革特区地域を限定して特定分野の規制を総合的に緩和・撤廃し、経済の活性化を図る制度のことで、構造改革の推進策の一つです。地方公共団体などの自発的な提案に基づく規制の特例措置を設ける試みで、個性豊かな地域の創造と地域間の競争促進効果も期待されています。

## 第 章 新市における県事業

-

## 第 章 公共施設の配置と整備

-



## むつ・川内・大畑・脇野沢合併協議会

〒035-8686 青森県むつ市金谷1丁目1番1号

電話 0175-22-1111

ファックス 0175-22-5825

E-mail [gappei@city.mutsu.aomori.jp](mailto:gappei@city.mutsu.aomori.jp)

ホームページ [http://www.net.pref.aomori.jp/shimokita4\\_gappei/index.html](http://www.net.pref.aomori.jp/shimokita4_gappei/index.html)